

第2章

生物多様性の保全及び持続可能な利用 ～豊かな自然共生社会の実現に向けて～

第2章では、我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組について記述します。はじめに、生物多様性の現状として、平成24年9月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2012-2020」の進捗状況及び全国的に問題となっている野生生物の適正な保全・管理に向けた取組についてふれ、続いて、生物多様性国家戦略の5つの基本戦略に沿って、それぞれに関連する取組を報告します。また、東日本大震災からの復興・再生に向けた自然共生社会づくりの取組について記述します。

第1節 生物多様性の現状

1 生物多様性国家戦略の進捗

平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10、以下締約国会議を「COP」という。）において採択された愛知目標を踏まえ、平成24年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣議決定しました。愛知目標については、平成26年10月に韓国で開催される生物多様性条約第12回締約国会議（COP12）において、その達成状況に関する中間評価が実施されることから、閣議決定から約1年間における生物多様性国家戦略の実施状況について点検を行いました。

点検ではおおむね平成32年度までの間に重点的に取り組む国の施策の大きな方向性として生物多様性国家戦略2012-2020に示されている5つの基本戦略（[1] 生物多様性を社会に浸透させる、[2] 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する、[3] 森・里・川・海のつながりを確保する、[4] 地球規模の視野を持って行動する、[5] 科学的基盤を強化し、政策に結びつける）ごとに達成状況を点検するとともに、愛知目標を踏まえて設定した13の国別目標と48の主要行動目標について達成状況を点検しました。また、政府の行動計画として生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するため体系的に網羅した約700の具体的施策について進捗状況や具体的課題等の点検を行いました。このうち、数値目標を設定した50の具体的施策に基づき、基本戦略1から4の達成状況をみると（基本戦略5に該当する数値目標の設定はなし）、既に目標を達成したものもありますが、策定から1年ということもあり、多くの項目において、引き続き、目標達成に向けた取組が必要な状況にあります（表2-1-1）。そのほかの具体的な施策についても、おおむね全ての施策に進展がみられていますが、ほとんどの施策が着手・進捗段階にあります。

生物多様性国家戦略2012-2020については、COP12における愛知目標の達成状況に関する中間評価を踏まえ、必要に応じて見直しを実施することとしていますが、適切な数値目標の設定も含め、検討を進めていく必要があります。

表2-1-1 数値目標からみた基本戦略の達成状況

<基本戦略1 生物多様性を社会に浸透させる>

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率※1	到達率※2
「生物多様性」の認知度	75%以上 [H31年度末]	56% [H24年度]	—	—	—
「生物多様性国家戦略」の認知度	50%以上 [H31年度末]	34% [H24年度]	—	—	—
生物多様性地域戦略策定済自治体数	47都道府県 [H32]	18都道府県 [H24.3]	23都道府県 [H25.9]	17.2%	48.9%

<基本戦略2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する>

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率※1	到達率※2
トキの野生復帰 (小佐渡東部を含む佐渡島における野生個体数)	60羽程度 [H27頃]	50羽 [H24.7頃]	98羽 [H25.9頃]	450.0%	158.3%
エコファーマー累積新規認定件数	34万件 [H26]	266,896件 [H24.3]	278,540件 [H25.3]	15.9%	81.9%
奄美大島のマングース捕獲数	0頭 [H34]	272頭 [H23年度]	179頭 [H24年度]	34.2%	34.2%
奄美大島のマングースの 1000わな日当たりの捕獲頭数	0頭 [H34]	0.13頭 [H23年度]	0.08頭 [H24年度]	38.5%	38.5%

<基本戦略3 森・里・川・海のつながりを確保する>

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率※1	到達率※2
保安林面積	1,281万ha [H36.3]	1,202万ha [H23年度末]	1,209万ha [H24年度末]	8.9%	94.4%
ラムサール条約湿地	10か所増 (56か所) [H32]	— (46か所) [H24.8]	0か所増 (46か所) [H25.9]	0% 0%	0% 82.1%
自然再生事業実施計画数	35 [H27年度]	26 [H23年度末]	35 [H25]	100.0%	100.0%
自然再生協議会設置数	29 [H27年度]	24 [H23年度末]	24 [H25]	0.0%	82.8%
農業集落排水処理人口整備率	76% [H28年度]	68% [H21年度]	87% [H24年度末]	240.0%	114.7%

<基本戦略4 地球規模の視野を持って行動する>

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率※1	到達率※2
多国間漁業協定	47協定 (維持・増加) [毎年度]	47協定 [H24.3]	52協定 [H25]	—	110.6%
アジア太平洋地域における ラムサール条約湿地追加	3か所 [H27]	— [H24.9]	0か所 [H25.9]	—	0%
東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・ パートナーシップ (EAAFP) 交流会の開催	3回 [H27]	— [H24.9]	0回 [H25.9]	—	0%

※1 進捗率：生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進み具合。「進捗率」= {(点検値-当初値)/(目標値-当初値)} × 100 (%)

※2 到達率：戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」= (点検値/目標値) × 100 (%)

出典：「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」より抜粋

2 野生生物の適正な保全・管理に向けて

(1) 絶滅危惧種保全の推進に向けた取組

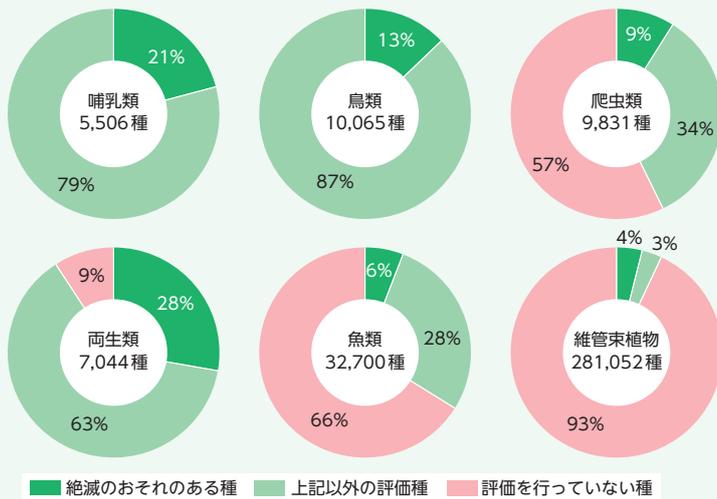
ア 世界及び日本の絶滅危惧種

世界の野生生物の絶滅のおそれの現状を把握するため、国際自然保護連合（IUCN）では、個々の種の絶滅のおそれの度合いを評価して、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧種）を選定し、それらの種のリストを「レッドリスト」として公表しています。平成25年3月に公表されたIUCNのレッドリストでは、既知の約175万種のうち、7万1,335種について評価されており、そのうちの約3割が絶滅危惧種として選定されています。哺乳類、鳥類、両生類については、既知の種のほぼすべてが評価されており、哺乳類の2割、鳥類

の1割、両生類の3割が絶滅危惧種に選定されています。また既に絶滅したと判断された種は、799種（動物709種、植物90種）となっています（図2-1-1）。国連で平成13～17年に実施されたミレニアム生態系評価では化石から当時の絶滅のスピードを計算しており、100年間で100万種あたり10～100種が絶滅していたとしています。過去100年間で記録のある哺乳類、鳥類、両生類で絶滅したと評価されたのは2万種中100種であり、これを100万種あたりの絶滅種数とすると5,000種となるため、過去と比較して絶滅のスピードが増していることが分かります。

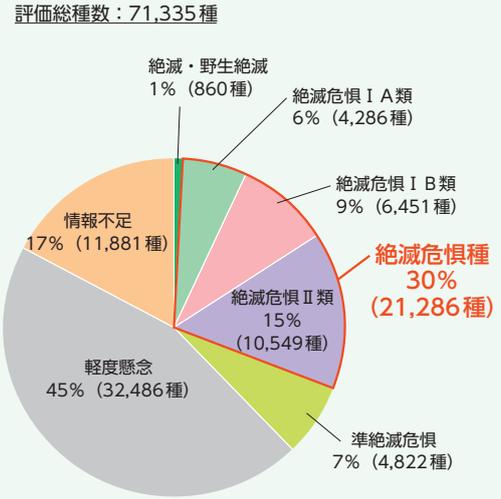
図2-1-1 世界自然保護連合（IUCN）による絶滅危惧種の評価状況

■主な分類群の絶滅危惧種の割合



資料：IUCNレッドリスト2012.2

■評価した種の各カテゴリーの割合



日本の野生生物の現状について、環境省では平成3年に「日本の絶滅のおそれのある野生生物」を発行して以降、定期的にレッドリストの見直しを実施しており、平成24年8月及び25年2月に第4次レッドリストを公表しました。絶滅のおそれのある種として第4次レッドリストに掲載された種数は、10分類群合計で3,597種であり、平成18～19年度に公表した第3次レッドリストから442種増加しました（表2-1-2）。

今回の見直しから干潟の貝類を初めて評価の対象に加えた等の事情はありますが、我が国の野生生物が置かれている状況は依然として厳しいことが明らかになりました。

表 2-1-2 日本の絶滅のおそれのある野生生物の種類

(平成25年4月1日現在)

分類群	評価対象種数 (a)	絶滅 EX	野生絶滅 EW	絶滅のおそれのある種 (b)			準絶滅 危惧 NT	情報不足 DD	掲載種 数合計	絶滅のおそれ のある種の割合 (b/a)			
				絶滅危惧Ⅰ類		絶滅危惧Ⅱ類 VU							
				I A類 CR	I B類 EN								
動物	哺乳類	160 (180)	7 (4)	0 (0)	34 (42)		17 (18)	5 (9)	63 (73)	21%			
					24 (35)						10 (7)		
					12 (15)	12 (20)							
	鳥類	約700 (約700)	14 (13)	1 (1)	97 (92)			21 (18)	17 (17)	150 (141)	14%		
							54 (53)					43 (39)	
							23 (21)						31 (32)
	爬虫類	98 (98)	0 (0)	0 (0)	36 (31)			17 (17)	3 (5)	56 (53)	37%		
							13 (13)					23 (18)	
					4 (3)	9 (10)							
両生類	66 (62)	0 (0)	0 (0)	22 (21)			20 (14)	1 (1)	43 (36)	33%			
						11 (10)					11 (11)		
				1 (1)	10 (9)								
汽水・淡水魚類	約400 (約400)	3 (4)	1 (0)	167 (144)			34 (26)	33 (39)	238 (213)	42%			
						123 (109)					44 (35)		
				69 (61)	54 (48)								
昆虫類	約32,000 (約30,000)	4 (3)	0 (0)	358 (239)			353 (200)	153 (122)	868 (564)	1%			
						171 (110)					187 (129)		
						65						106	
貝類	約3,200 (約1,100)	19 (22)	0 (0)	563 (377)			451 (275)	93 (73)	1126 (747)	18%			
						244 (163)					319 (214)		
				61 (56)									
その他無脊椎動物	約5,300 (約4,200)	0 (0)	1 (1)	61 (56)			42 (40)	42 (39)	146 (136)	1%			
						20 (17)					41 (39)		
				1338 (1002)									
動物小計		47 (46)	3 (2)	1338 (1002)			955 (608)	347 (305)	2690 (1963)	—			
				660 (510)		678 (492)							
植物等	維管束植物	約7,000 (約7,000)	32 (33)	10 (8)	1779 (1690)			297 (255)	37 (32)	2155 (2018)	25%		
					1038 (1014)		741 (676)						
					519 (523)	519 (491)							
維管束植物以外	約9,400 [※] (約25,300)	34 (41)	2 (2)	480 (463)			125 (118)	157 (172)	798 (796)	5%			
						313 (287)					167 (176)		
				2259 (2153)									
植物小計		66 (74)	12 (10)	2259 (2153)			422 (373)	194 (204)	2953 (2814)	—			
				1351 (1301)		908 (852)							
10分類群合計		113 (120)	15 (12)	3597 (3155)			1377 (981)	541 (509)	5643 (4777)	—			
				2011 (1811)		1586 (1344)							

- (1) 動物の評価対象種数(亜種等を含む)は「日本産野生生物目録(環境庁編 1993,1995,1998)」等による。
- (2) 植物等のうち、維管束植物の評価対象種数(亜種等を含む)は日本植物分類学会の集計による。
- (3) 植物等のうち、維管束植物以外(蘚苔類、藻類、地衣類、菌類)の評価対象種数(亜種等を含む)は環境省調査による。
- (4) 表中の括弧内の数字は、前回の第3次レッドリスト(平成18、19(2006、2007)年公表)における掲載種数を示す。
- (5) 昆虫類は今回から、絶滅危惧Ⅰ類をさらにⅠA類(CR)とⅠB類(EN)に区分して評価を行った。
- (6) 貝類、その他無脊椎動物及び維管束植物以外については、絶滅危惧Ⅰ類のうちⅠA類とⅠB類の区分は行っていない。

注：肉眼的に評価が出来ない種等を除いた種数。

カテゴリーは以下のとおり。

- 絶滅 (Extinct)：我が国では既に絶滅したと考えられる種
- 野生絶滅 (Extinct in the Wild)：飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態のみで存続している種
- 絶滅危惧Ⅰ類 (Critically Endangered + Endangered)：絶滅の危機に瀕している種
- 絶滅危惧Ⅱ類 (Vulnerable)：絶滅の危険が増大している種
- 準絶滅危惧 (Near Threatened)：存続基盤が脆弱な種
- 情報不足 (Data Deficient)：評価するだけの情報が不足している種

資料：環境省

イ 絶滅危惧種の保全政策の点検と制度改正

環境省では、平成23年度に、絶滅のおそれのある野生生物の保全について、有識者による点検会議において、これまでの我が国の政策の実施状況を点検しました。点検では、我が国の絶滅のおそれのある野生生物については、絶滅危惧種の保全の優先度の考え方を示すとともに、種の特性或減少要因に応じた効果的な保全の推進や、保全のための情報収集及び連携体制整備等の必要性が提言されました。また、国際的に保護される種を含む希少野生生物の国内流通管理に関しては、基本的な考え方が示されるとともに、罰則や登録制度の運用強化、規制の範囲の検討や普及広報の推進等の必要性が提言されました。

その後、平成24年11月には中央環境審議会に「絶滅のおそれのある野生生物の保全につき今後講ずべき措置について」諮問し、平成25年3月に答申を得ました。答申では、平成23年度の点検の結果を基本とした検討の上、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）」について登録票の管理方法等の改善や罰則の強化を早期に講じて、希少野生動植物種の国内流通を適切に規制し管理するとともに、我が国の絶滅危惧種の保全の取組を全国かつ計画的に進めるため、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を作成し、基本的な考え方や具体的な施策の展開方法についても示すものとされました。

これらを踏まえ、平成25年6月に改正された種の保存法では、違法な捕獲や取引に関する罰則が大幅に強化されたほか、希少野生動植物種の広告の規制、登録関係事務手続の改善等がなされました。今後、種の保存法に違反して希少野生動植物種の捕獲等、譲渡し等及び輸出入を行った場合には、個人に対し5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金が科され、法人に対し1億円以下の罰金が科されます。

さらに今般の改正法では、施行後3年に、法の施行状況等を勘案して、登録制度も含めた法規定の検討を加えることとされており、今後、法規定の検討に必要な調査の実施や課題に対する対応策の検討を継続して行っています。

ウ 今後の絶滅危惧種の保全のための取組

種の保存法の改正法案の国会審議の際には、絶滅危惧種の保全のための今後の検討課題について様々な議論がなされ、衆議院及び参議院の改正法案に対する附帯決議では、2020年（平成32年）までに300種を同法に基づく希少野生動植物種に新規指定することを含め、複数の措置を講ずることが求められています。

環境省では、300種の新規指定を目指す事も明記した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」に基づいて、絶滅危惧種の保全に必要な措置を講じていきます（図2-1-2）。

(2) 外来種対策の総合的な推進

戦後に急速に進んだ経済・社会のグローバル化を背景として、人と物資の移動が活発化し、国外又は国内の他地域から、本来有する移動能力を超えて、人為によって意図的・非意図的に自然分布域外に導入され、野生化する外来種が増加しています。

外来種の中には、在来種の捕食、在来種との生息生育場所・餌等をめぐり競争、交雑による在来種の遺伝的攪乱等による生態系への被害、咬傷等による人の生命や身体への被害、食害等の農林水産業への被害のほか

図2-1-2 種の保存法改正の概要

種の保存法改正（平成25年6月12日公布）の概要

■罰則の強化

【改正内容】罰則を大幅に引き上げ
(例) 違法な捕獲等、譲渡し等及び輸出入

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

改正後

- 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
- さらに法人の場合は1億円以下の罰金

罰則強化

■広告に関する規制を強化

販売を目的とした希少野生動植物種の「陳列」に加えて、ネットや紙媒体での「広告」も規制対象に。



■その他

- ・目的規定に「生物の多様性の確保」を明記
- ・国の責務規定に「科学的知見の充実」の追加
- ・「教育活動等により国民の理解を深めること」の規定
- ・登録関係事務手続の改善のため、変更登録等の手続を新設
- ・認定保護増殖事業の特例の追加
- ・施行後3年を経過した場合の法の見直し規定

資料：環境省

か、文化財や景観等を汚損するなど、さまざまな被害を及ぼすものがあります。

こうした外来種が我が国に導入されることにより、在来種の絶滅が懸念されることを始め、長い進化を経て形づくられた地域固有の野生生物の遺伝的な特徴の変化や、生態系の改変が深刻化し、もとに戻すことが難しくなる場合があるなど、外来種の影響は、我が国の生物多様性を保全する上で重大な問題となっています。

このような外来種問題への対策として、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）が平成16年に成立、平成17年6月から施行されました。外来生物法では、海外から我が国に導入される外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業に係る被害を防止することを目的に、被害を及ぼす外来生物を特定外来生物として指定し、輸入・飼養等を禁止するとともに、防除を行うこととしています。

ア 外来生物法の改正

中央環境審議会からの意見具申を踏まえ、平成25年6月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、公布されました。この改正では、主に以下の3つの事項について新たな規定が設けられました。

[1] 外来生物が交雑することにより生じた生物を規制対象に

特定外来生物が交雑することにより生じた生物には、特定外来生物と同じような性質を持っており、生態系等に被害を及ぼすおそれがあるものがあります。しかし、これまでの外来生物法における外来生物の定義には、外来生物を人為的に交雑させたり、人為的に国内に持ち込まれて野外で交雑して生まれたりしたものが含まれておらず、特定外来生物として規制することができませんでした。

そこで、今回の改正では、外来生物の定義を改め、外来生物が交雑することにより生じた生物も含むこととしました。今後専門家による会合等において交雑種についても特定外来生物の指定の検討が行われる予定です（写真2-1-1）。

写真2-1-1 アカゲザルとニホンザルの交雑個体



写真：白鳥大祐氏撮影

[2] 防除の推進に資する学術研究のための特定外来生物の放出等を許可制に

これまでの外来生物法では、特定外来生物を野外に放出等することを例外なく禁止していました。一方で、特定外来生物の効果的な防除方法を開発するために、捕獲した特定外来生物に発信器をつけた上で再度放ち、営巣場所や行動範囲等を調べることが有効な場合があります。このため、今回の改正では、防除に資する学術研究の目的で主務大臣の許可を受けて行うなどに限って放出等を許可できることとしました。

[3] 特定外来生物等が付着・混入しているおそれのある輸入品等の検査等を実施可能に

輸入品は、通関時に植物防疫や動物検疫、税関等の検査を受ける必要がありますが、これらの検査において、特定外来生物の付着・混入が発見される場合があります。これまで、特定外来生物のアルゼンチンアリ（写真2-1-2）等が外国産の切り花等に付着している事例がたびたび確認されています。

今回の改正では、輸入通関時に特定外来生物が付着・混入しているおそれのある輸入品等を検査することや、特定外来生物の付着・混入が確認された場合には、消毒又は廃棄を命令できるようにするとともに、消毒の方法などの基準を設けることとしました（図2-1-3）。

写真2-1-2 アルゼンチンアリ



写真：環境省

図 2-1-3 外来生物法改正の概要

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）の一部を改正する法律について

法律の概要

○外来生物による我が国の生態系等の被害を防止するため、特定外来生物の飼養、運搬、輸入等を規制するとともに、国等が防除等の措置を講ずるもの。

改正の必要性

○現行法では、「外来生物」とは本来の生息地を海外に有するものと定義されていることから、異なる特定外来生物を人為的に交雑させて生じた生物や、特定外来生物と在来種が交雑して生じた生物はこれに該当しないため、規制対象にできない。



○現行法では、特定外来生物の放出が禁止されているため、特定外来生物の個体に発信器を取り付けて野生下で行動調査を実施するなどの防除手法の開発を目的とした学術研究が実施できない。
 ○輸入物資に特定外来生物が付着・混入している場合に、輸入者に消毒等の必要な対処を求める規定がない。

改正内容

- (1) 外来生物の定義を改め、特定外来生物が交雑して生じた生物についても特定外来生物に指定できることとする。
 - (2) 防除の推進に資する学術研究のための特定外来生物の放出については、環境大臣等が許可できることとする。
 - (3) 輸入物資に付着・混入している特定外来生物の消毒方法の基準を定めるとともに、環境大臣等が輸入者に対し消毒等の措置を命令できることとする。
- ※公布の日から起算して1年以内の政令で定める日から施行する。

我が国の野生生物の保護と管理の一層の推進

資料：環境省

イ 今後の外来種対策の総合的な推進に向けて

外来種の中には、古くから家畜、栽培植物、園芸植物、緑化植物、漁業対象種等として利用され、私たちの社会や生活の中で重要な役割を果たしているものもあります。外来種問題は私たちの生活に非常に身近なものであることから、外来種対策を円滑に進めるためには、国民の理解と協力が不可欠です。私たちの社会と外来種との適切な関わり方を考え、生物多様性の保全に向けて、さまざまな主体において対策を行うことが求められています。

今回、外来生物法の施行状況を点検し、明らかになった課題に対処するための改正が行われました。しかし、法制度に関わることのほかにも、外来種対策については取り組むべき多くの課題があります。このため、改正された外来生物法の適切な運用はもとより、さまざまな主体に適切な行動を呼びかける外来種被害防止行動計画（仮称）と侵略的外来種リスト（仮称）の作成を通じて、外来種対策を推進していくこととしています。

[1] 外来種被害防止行動計画（仮称）

生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標を踏まえ特定外来生物も含めた外来種全般に関する2020年（平成32年）までの中期的な総合戦略として、外来種被害防止行動計画（仮称）（以下「行動計画」という）を作成するため、環境省、農林水産省及び国土交通省において検討を進めています。

行動計画においては、国・地方自治体・民間団体等の役割と外来種対策における優先度の考え方等を整理するとともに、保護地域における対策、水際におけるモニタリング、予防・早期防除等の対策、普及啓発の推進等の施策の実施方針を明らかにすることとしています。これにより、外来種の取扱いに関する国民全体の認識を深めるとともに各主体による適切な行動を促進していく考えです。

[2] 侵略的外来種リスト（仮称）

中央環境審議会の意見具申においては、対策が必要な外来種を整理する必要性や、外来生物法で規制の対象となっていない国内由来の外来種への対策の必要性等が指摘されました。こうした指摘を踏まえ、環境省及び農林水産省では、侵略的外来種リスト（仮称）の作成について検討を進めています。このリストでは、現時点で法規制のない種類も含めて、特に侵略性が高く、我が国の生態系等への被害を及ぼす、又は及ぼすおそれがある外来種をリスト化し、最新の定着状況や侵入経路、我が国における具体的な対策の方向性、利用上の留意事項などの情報を提示することとしています。

外来種対策の一層の進展を図るため、さまざまな主体における適切な行動を呼びかけるツールとして活用していく考えです。

第2節 生物多様性を社会に浸透させる取組

1 生物多様性の主流化

(1) 生物多様性の普及広報

生物多様性の恵みを将来世代にわたって享受できる自然と共生する社会を実現していくためには、私たちの日常生活や社会経済活動の中に生物多様性への配慮を組み込んでいくことが必要です。

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）における日本からの提案を踏まえ、2010年（平成22年）12月の国連総会において、2011年（平成23年）から2020年（平成32年）までの10年間を、愛知目標の達成に貢献するため、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の問題に取り組む「国連生物多様性の10年」とする決議が採択されました。これを踏まえ、国内のあらゆる主体が連携を図り、生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を促進し、愛知目標の達成に貢献するため、2011年（平成23年）9月に「国連生物多様性の10年日本委員会」（UNDB-J）を設立し、本委員会を通じて生物多様性の主流化に向けたさまざまな取組を推進しています。

ア 各セクター間の意見・情報交換

平成25年11月に兵庫県豊岡市において第3回生物多様性全国ミーティングを開催し、各セクターの取組について発表・意見交換を行ったほか、全国3か所（平成25年7月：熊本県阿蘇市、8月：富山県富山市、平成26年1月：愛媛県松山市）で生物多様性地域セミナーを、1か所で生物多様性出前講座（平成25年8月：神奈川県横浜市）を開催しました（写真2-2-1）。

写真2-2-1 第3回生物多様性全国ミーティング



写真：環境省

イ 委員会が推奨する連携事業の認定

国際自然保護連合日本委員会が行う「にじゅうまるプロジェクト」の登録事業等の中から、「多様な主体の連携」、「取組の重要性」、「取組の広報の効果」などの観点からUNDB-Jが推奨する連携事業を認定しており、平成25年度は23件を認定しました。

ウ 普及啓発に資する推薦図書等の選定

生物多様性の理解や普及啓発、環境学習にも資する図書、映像・音楽、各種グッズ等を推薦ツールとして選定しており、UNDB-J推薦「子供向け図書」（愛称：「生物多様性の本箱」～みんなが生きものをつながる100冊～）については、読み聞かせ会など、さまざまなイベントとの連携により広報を実施しました。

エ 生物多様性の認知度向上のための事業

効果的なCEPA（Communication, Education & Public Awareness：広報・教育・普及啓発）活動を行っていくため、「地球いきもの応援団」、「生物多様性リーダー」、「生物多様性キャラクター応援団」による広報を行うとともに、「MY行動宣言」の実施や「グリーンウェイブ2013」（全国で567団体の参加、140団体の協力のもと、約1万8,000人が参加）への参加の呼びかけ、生物多様性マガジン「Iki・Tomo（イキトモ）」の発行など、さまざまな主体への働きかけを行っています。

さらに、生物多様性の保全や持続可能な利用に向け自ら行動する個人・団体がメンバーとして参画する「Iki・Tomoパートナーズ」を立ち上げ、拡大を図っています。

オ 国際生物多様性の日

毎年5月22日は国連が定めた「国際生物多様性の日」です。平成25年度は、平成24年の国際生物多様性の日のテーマ「水の生物多様性」を受けて、東京・青山の国連大学において「国際生物多様性の日シンポジウム～三陸復興国立公園の創設から考える生態系サービスの強化と持続可能な地域社会の構築～」を開催しました（主催・環境省、国連大学サステイナビリティと平和研究所、国連生物多様性の10年日本委員会、地球環境パートナーシッププラザ他）。

(2) 地方公共団体、企業、NGOなど多様な主体の参画と連携

生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において、都道府県及び市町村は生物多様性地域戦略の策定に努めることとされています。平成26年3月末現在、31都道府県、44市町村等で策定されており、これ以外の多くの地方公共団体でも策定に向けた検討が進められています（表2-2-1）。

表2-2-1 生物多様性地域戦略策定済み都道府県

(平成26年3月31日現在)

自治体名	計画の名称	策定年月
北海道	北海道生物多様性保全計画	平成22年7月
青森県	青森県生物多様性戦略	平成26年3月
山形県	山形県生物多様性戦略	平成26年3月
福島県	ふくしま生物多様性推進計画	平成23年3月
栃木県	生物多様性とちぎ戦略	平成22年9月
埼玉県	生物多様性保全県戦略	平成20年3月
千葉県	生物多様性ちば県戦略	平成20年3月
東京都	緑施策の新展開 ～生物多様性の保全に向けた基本戦略～	平成24年5月
富山県	富山県生物多様性保全推進プラン	平成26年3月
石川県	石川県生物多様性戦略ビジョン	平成23年3月
福井県	福井県環境基本計画 (記載の一部が生物多様性地域戦略に位置づけられている)	平成25年11月
長野県	生物多様性ながの県戦略 未来へつなごう 生命 (いのち) のにぎわい 「人と自然が共生する信州」の実現	平成24年2月
岐阜県	岐阜県の生物多様性を考える -生物多様性ぎふ戦略の構築-	平成23年7月
愛知県	あいち自然環境保全戦略	平成21年3月
	あいち生物多様性戦略2020 ～愛知目標の達成に向けて～	平成25年3月
三重県	みえ生物多様性推進プラン	平成24年3月
滋賀県	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画	平成19年3月
	滋賀県ビオトープネットワーク長期構想	平成21年2月
兵庫県	生物多様性ひょうご戦略 (平成26年3月改訂)	平成21年3月
奈良県	生物多様性なら戦略 ～豊かな自然環境を未来の子どもたちに～	平成25年3月
岡山県	自然との共生おかやま戦略 ～保全と持続可能な利用のために～	平成25年3月
広島県	未来につなげ命の環! 広島プラン ～生物多様性広島戦略～	平成25年3月
山口県	生物多様性やまぐち戦略 (山口県環境基本計画)	平成25年10月
徳島県	生物多様性とくしま戦略 ～生物多様性という地域資源を活かしたコンパクトな循環型社会の実現を目指して～	平成25年10月
愛媛県	生物多様性えひめ戦略	平成23年12月
高知県	生物多様性こうち戦略	平成26年3月
福岡県	福岡県生物多様性戦略	平成25年3月
佐賀県	第2期佐賀県環境基本計画 ～みんなで創る 環境最先端県さが～ (記載の一部が生物多様性地域戦略に位置づけられている)	平成23年10月
長崎県	長崎県生物の多様性の保全に関する基本的な計画 (長崎県生物多様性保全戦略)	平成21年3月
熊本県	生物多様性くまもと戦略	平成23年2月
大分県	生物多様性おおいた県戦略	平成23年3月
鹿児島県	生物多様性鹿児島県戦略	平成26年3月
沖縄県	生物多様性おきなわ戦略	平成25年3月

生物多様性基本法の施行以前に策定された計画又は生物多様性基本法の施行後であるが、生物多様性基本法第11条に基づく最初の生物多様性国家戦略 (平成22年3月閣議決定) の策定以前に策定された計画を含む。

資料：環境省

生物多様性の保全や回復、持続可能な利用を進めるには、地域に根付いた現場での活動を、自ら実施し、また住民や関係団体の活動を支援する地方公共団体の役割は極めて重要なため、平成22年10月に「生物多様性自治体ネットワーク」が設立されました。平成26年3月末現在、135自治体が参画しています。

また、愛知目標4「ビジネス界を含めたあらゆる関係者が、持続可能な生産・消費のための計画を実施する」を受け、平成24年度には事業者による生物多様性分野における取組について調査を実施し、生物多様性に配慮した材料調達や製品づくりなどの取組事例を収集しました。平成25年度はこれらの取組事例の評価結果及び事業者と地方公共団体の連携状況等を勘案し、事業者による取組を促進するための方策について検討しました。また、COP12に向けた生物多様性分野における民間参画に関する国際的議論・取組等に関する情報収集を行うとともに、それをもとに事業者を対象とした啓発用資料を作成しました。

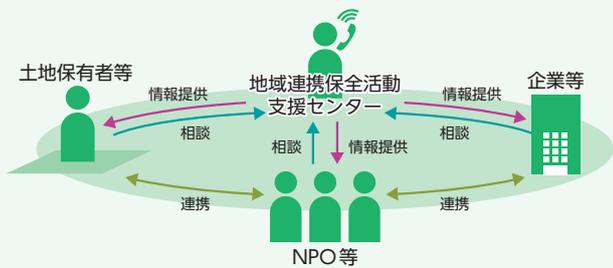
さらに、生物多様性の保全及び持続可能な利用等、生物多様性条約の実施に関する民間の参画を推進するため、経済界を中心とした自発的なプログラムとして設立された「生物多様性民間参画パートナーシップ」や「企業と生物多様性イニシアティブ (JBIB)」と連携・協力しました。「生物多様性民間参画パートナーシップ」には平成26年3月末現在504の企業・団体が参加しています。

地域の多様な主体による生物多様性の保全・再生活動を支援するため、平成22年度から「地域生物多様性保全活動支援事業」を開始し、平成25年度は全国31か所の取組を支援しました。また、平成20年度から開始した「生物多様性保全推進支援事業」については、全国23か所の取組を支援しました。

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号。以下、「生物多様性地域連携促進法」という。）は、市町村やNPO、地域住民、企業など地域の多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することで、地域の生物多様性を保全することを目的とした法律です。山口県宇部市は平成25年3月に、同法に基づく地域連携保全活動計画を全国の市町村に先駆けて作成しました。現在、8市町村が同計画を作成済みです。また、同法では、地方公共団体は地域連携保全活動支援センターの機能を確保するよう努めることとしており、平成26年5月現在で8自治体が支援センターを設置又はその機能を確保しています（図2-2-1、表2-2-2）。同法に基づく地域の活動に対する国の支援として、平成25年度は5地域の活動に対してアドバイザーを派遣しました。

ナショナル・トラスト活動については、その一層の促進のため、引き続き税制優遇措置、普及啓発等を実施しました。

図2-2-1 地域連携保全活動支援センターの役割



資料：環境省

表2-2-2 地域連携保全活動支援センター設置状況

【平成26年5月31日現在】

地方公共団体名	地域連携保全活動支援センターの名称
北海道	北海道生物多様性保全活動連携支援センター(HoBiCC)
青森県	青森県環境生活部自然保護課
千葉県	千葉県生物多様性センター
愛知県	愛知県環境部自然環境課
長野県	長野県環境部自然保護課
愛媛県	愛媛県立衛生環境研究所生物多様性センター
栃木県小山市	小山市企画財政部渡良瀬遊水地ラムサール推進室
愛知県名古屋市	なごや生物多様性センター

資料：環境省

コラム

事業者による生物多様性分野における取組の現状

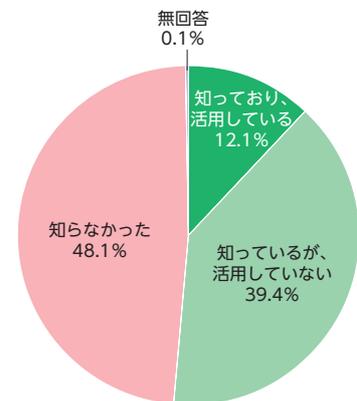
事業者による事業活動は、生物多様性の保全と持続可能な利用と大きな関係があります。

このため、平成21年に、幅広い事業者が生物多様性分野において取組を進めるために必要となる基本的な考え方や情報などを取りまとめた「生物多様性民間参画ガイドライン」を策定しましたが、その後の事業者における取組状況を把握するために、平成25年1月に「生物多様性分野における事業者による取組の実態調査」を実施しました（従業員数500人以上の事業者（農業、林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業については50人以上）6,418社を対象。うち2,601社より回答（有効回答率40.5%））。

その結果、「生物多様性民間参画ガイドラインを知っており、活用している」と回答した事業者の割合は12.1%、「愛知目標の内容を知っている」と回答した事業者の割合は24.8%といずれも低いレベルに留まりました。

また、生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた方針や目標を設定したり推進体制を構築したりするなど、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を実施しているか、実施する方向で検討していると回答した事業者の割合は57.2%でした。一方で、「平成23年度環境にやさしい企業行動調査」の結果によると、地球温暖化対策については7割以上の企業が「地球温暖化対策の推進に関する

生物多様性民間参画ガイドラインの認知

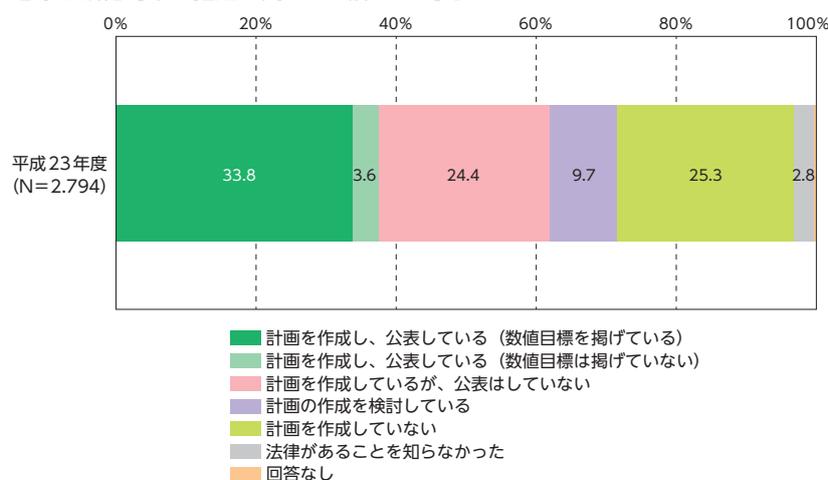


資料：環境省

法律」に基づく計画を作成しているか、作成を検討していると回答しており、生物多様性分野でも今後より一層の事業者の取組が期待されます。

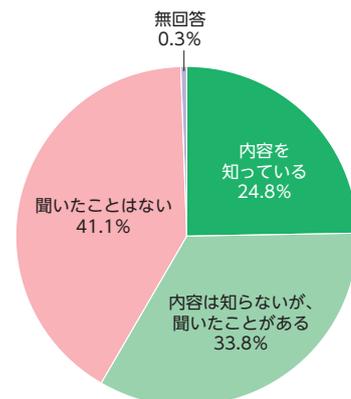
さらに、原材料調達、生産加工、販売などの事業活動の場面毎の取組状況をみると、特に販売段階においては、生物多様性に配慮した製品・サービスの供給を促進させる取組が十分には進んでいないことが明らかとなりました。消費者に最も近い販売の段階における取組は、生物多様性を主流化していく上で重要であり、販売段階での取組を進めるためには、消費者が生物多様性に配慮した商品やサービスを求めるようになることも必要と考えられます。

地球温暖化対策の推進に関する法律への対応



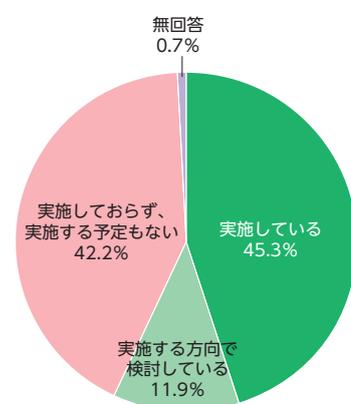
資料：環境省

愛知目標の認知



資料：環境省

生物多様性分野における取組の実施



資料：環境省

「生物多様性と経済活動に関する情報提供」 http://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/trend/index.html



コラム 生物多様性に配慮した製品「竹紙」

日本の美しい竹林。しかし、適切に管理されていない竹林は、隣接する森林に侵入し、里山の生態系に悪影響をもたらします。また、根の張りが浅いため、土壌を支えきれず土砂崩れの原因にもなっています。かつて間伐した竹は、竹垣や竹箆などに利用されていましたが、生活様式の変化などで需要が減り、日本中で放置竹林の問題が起こっています。

竹林の多い鹿児島県薩摩川内市に工場を持つ中越パルプ工業株式会社は、平成10年から国産竹を紙の原料として活用する取組を始めました。タケノコの生産性を上げるために間伐された竹の有効活用に向けた地域貢献としての挑戦でした。

成長の早い竹ですが、内部が空洞のため、伐採、運搬、チップ加工等において木材に比べて効率が悪く、それまで日本の製紙会社ではほとんど扱われていませんでした。しかし、同社は、タケノコ農家、チップ工場の協力を得ながら試行錯誤を重ね、効率的な竹の集

竹伐採



写真：中越パルプ工業株式会社

荷体制を築きあげました。

地道な取組を続けた結果、同社は平成21年に国産竹100%の紙の販売を開始し、現在、日本の竹100%を原料とした紙を大量生産製品として生産販売している唯一の総合製紙メーカーとなりました。

国産竹の活用は、地域の竹林管理、竹の新たな経済価値の創出、隣接する里山の保全再生、生物多様性の保全に貢献しています。

竹抄造



写真：中越パルプ工業株式会社

(3) 生物多様性の経済価値評価

平成22年10月に最終報告書が公表された「生態系と生物多様性の経済学 (TEEB)」では、生態系や生物多様性の価値をさまざまな主体の意思決定に反映させていくためには、その価値を経済的に評価し「見える化」していくことが有効な手段の一つであるという考え方が示されました。こうした考え方を踏まえ、我が国でも愛知目標の達成や、世界銀行が進める「生態系価値評価パートナーシップ (WAVES)」への貢献を視野に、生物多様性の経済価値評価に関する情報収集や政策研究を実施し、施策の検討を行いました。

平成25年度は湿地（湿原及び干潟）が有する生態系サービスの経済価値評価を実施しました。その結果、日本全国の湿原が有する生態系サービスの価値は年間約8,391億円～9,711億円、干潟が有する生態系サービスの価値は年間約6,103億円と試算されました。ただし、試算された価値は湿地が本来有する価値のほんの一部でしかないことに注意が必要です。また、干潟を再生することに対する一世帯あたりの支払意思額を、アンケート調査に基づき推定したところ、中央値で2,916円/年、平均値で4,431円/年で、これに全国の世帯数をかけると約1,514億円/年又は約2,301億円/年という評価額が算出されました。

このほか、ツシヤママネコを保護増殖することに対する一世帯あたりの支払意思額を、アンケート調査に基づき推定したところ、中央値で1,015円/年、平均値で2,790円/年で、これに全国の世帯数をかけると約527億円又は約1,449億円という評価額が算出されました。

2 自然とのふれあい

(1) 自然とのふれあい活動

「みどりの月間」(4月15日～5月14日)、「自然に親しむ運動」(7月21日～8月20日)、「全国・自然歩道を歩こう月間」(10月)等を通じて、自然観察会等自然とふれあうための各種活動を実施しました。また、平成25年8月に「山陰海岸国立公園指定50周年記念フェスティバルin鳥取砂丘」を鳥取県鳥取市において開催しました。

国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施し、利用者指導の充実を図ったほか、パークボランティアの養成や活動に対する支援を実施しました。

「スノーケリングでサンゴ礁体験」など子供達に国立公園等の優れた自然地域を知ってもらい、自然環境の大切さを学ぶ機会を提供しました。

国有林野においては、森林教室、体験セミナー等を通じて、森林・林業への理解を深めるための「森林ふれあい推進事業」等を実施しました。また、学校等による体験・学習活動の場である「遊々の森」や、国民による自主的な森林づくりの活動の場である「ふれあいの森」の設定・活用を推進しました。

国営公園においては、ボランティア等による自然ガイドツアー等の開催、プロジェクト・ワイルド等を活

用した指導者の育成等、多様な環境教育プログラムを提供しました。

(2) エコツーリズム

エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）に基づき、エコツーリズムに取り組む地域への支援、全体構想の認定・周知、技術的助言、情報の収集、普及啓発、広報活動等を総合的に実施しました。

また、エコツーリズムによる地域活性化のための人材・プログラムづくりを実施しました。

人材・プログラムづくりとして、28地域の自然観光資源を活用したエコツーリズムを推進するため、魅力あるプログラムの開発、ルールづくり、ネットワークの構築等を支援するとともに、地域におけるエコツーリズムガイドやコーディネーター等の人材育成事業等を実施しました。

また、基盤づくりとしては、国立公園のエコツーリズムに意欲的な5地域において、エコツーリズムの基盤となる情報提供施設、自然資源の保全利用に係る施設を集中的に整備しました。

(3) 自然とのふれあいの場の提供

ア 国立・国定公園などにおける取組

国立公園の保護及び利用上重要な公園事業を環境省の直轄事業とし、温室効果ガスの排出削減に資する施設やユニバーサルデザインを取り入れた施設による利用拠点整備、国立公園の魅力を一層引き出すための展望施設や自然解説施設の整備、関係省共同でシカ等による影響を受けた自然生態系を維持回復させるための施設整備等を重点的に進めました。国定公園及び長距離自然歩道については、36都道府県に自然環境整備交付金を交付し、その整備を支援しました。

長距離自然歩道の計画総延長は約2万7,000kmに及んでおり、平成23年には約6,926万人が長距離自然歩道を利用しました。

イ 森林における取組

保健保安林等を対象として防災機能、環境保全機能等の高度発揮を図るための整備を実施するとともに、国民が自然に親しめる森林環境の整備に対し助成しました。また、森林環境教育、林業体験学習の場となる森林・施設の整備等を推進しました。さらに、森林総合利用施設等において、年齢や障害の有無にかかわらず多様な利用方法の選択肢を提供するユニバーサルデザイン手法の普及を図りました。国有林野においては、自然休養林等のレクリエーションの森において、民間活力をいかしつつ利用者のニーズに対応した森林及び施設の整備等を行いました。また、国有林野を活用した森林環境教育の一層の推進を図るため、農山漁村における体験活動とも連携し、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成を実施しました。

(4) 都市と農山漁村の交流

全国の小学校において農山漁村での宿泊体験活動の実施を目指す「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進し、子供の豊かな心を育むとともに、自然の恩恵などを理解する機会の促進を図るため、新たに全国で4地域の受入モデル地域を指定しました。

都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、地域資源を活用した交流拠点の整備、都市と農村の多様な主体が参加した取組等を総合的に推進し、グリーン・ツーリズムの普及を進め、農山漁村地域の豊かな自然とのふれあい等を通じて自然環境に対する理解の増進を図りました。

(5) 温泉の保護及び安全・適正利用

ア 温泉の保護及び安全・適正利用

温泉の保護、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の適正な利用を図ることを目的とした温泉法（昭和23年法律第125号）に基づき、温泉の掘削・採取、浴用又は飲用利用等を行う場合には、都道府県知事や保健所設置市長等の許可等を受ける必要があります。平成24年度には、温泉掘削許可193件、増掘許可10件、動力装置許可182件、採取許可60件、濃度確認204件、浴用又は飲用許可1,574件が行われました。

温泉法の適正な施行を図るため、温泉の保護対策や温泉成分の分析方法等に関する調査・検討を実施しました。

イ 国民保養温泉地

国民保養温泉地は、温泉の公共的利用増進のため、温泉法に基づき指定された地域であり、平成26年3月末現在、91か所が指定されています。

第3節 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する取組

1 絶滅のおそれのある種の保存

(1) レッドリストとレッドデータブック

野生生物の保全のためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広める必要があることから、環境省では、レッドリスト（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）を作成・公表するとともに、これを基にしたレッドデータブック（レッドリスト掲載種の生息・生育状況等を解説した資料）を刊行しています。

レッドリストについては、平成25年2月までに、第4次レッドリストを公表しました。レッドリストに掲載された絶滅のおそれのある種数は10分類群合計で3,597種となっています。また、この第4次レッドリストを基にした、レッドデータブックの作成作業を進め、平成26年度に公表する予定です。

(2) 希少野生動植物の保存

絶滅のおそれのある野生生物の保全に関するこれまでの施策の実施状況について、有識者による会議を開催し、点検を行いました。また、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種は、哺乳類5種、鳥類37種、爬虫類1種、両生類1種、汽水・淡水魚類4種、昆虫類15種、植物26種の89種を指定し、捕獲や譲渡し等を規制するとともに、そのうち49種について保護増殖事業計画を策定し、生息地の整備や個体の繁殖等の保護増殖事業を行っています（図2-3-1）。また、同法に基づき指定している全国9か所の生息地等保護区において、保護区内の国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査、巡視等を行いました。

図2-3-1 主な保護増殖事業の概要



資料：環境省

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (以下「ワシントン条約」という。) 及び二国間渡り鳥条約等により、国際的に協力して種の保存を図るべき688種類を、国際希少野生動植物種として指定しています。

絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖事業や調査研究、普及啓発を推進するための拠点となる野生生物保護センターを、平成25年3月末現在、8か所で設置しています。

トキについては、平成24年に引き続き4羽が無事巣立ち、2年連続の野生下で繁殖成功となりました。平成26年1月現在では、97羽の生存を確認しています。放鳥については、平成25年6月に第8回目、9月に第9回目の放鳥を実施しました。

ツシマヤマネコについては、2010年代前半の推定生息数や分布状況等の生息状況をまとめた第4次特別調査の結果を公表しました。また、飼育下繁殖の技術確立の推進のため、公益社団法人日本動物園水族館協会との連携を強化し、全国の飼育園館9施設等の関係者による技術向上や新たなペアリング計画の取組の検討を進めました。さらに、平成24年度に対馬の下島における野生順化関連施設の拠点施設が完成し、平成25年度は野生順化訓練ケージの整備を進めました。

絶滅のおそれのある猛禽類^{もうきん}については、平成25年12月にタカ科の鳥であるサシバの保護指針である「サシバの保護の進め方」を取りまとめました。さらに、猛禽類^{もうきん}の採餌環境の創出のための間伐の実施等、効果的な森林の整備・保全を実施しました。

沖縄島周辺海域に生息するジュゴンについては、生息状況調査や地域住民への普及啓発を進めるとともに、全般的な保護方策を検討するため、地元関係者等との情報交換等を実施しました。

(3) 生息域外保全

トキ、ツシマヤマネコ、ヤンバルクイナなど、絶滅の危険性が極めて高く、本来の生息域内における保全

施策のみでは近い将来種を存続させることが困難となるおそれがある種について、飼育下繁殖を実施するなど生息域外保全の取組を進めています。また、ヒメバラモミのクローン苗を植栽し、遺伝資源林2か所を造成するとともに、適切な保全・管理を行っています。さらに、新宿御苑においては、絶滅危惧植物の種子保存を実施しています。

平成19年度から体系的な生息域外保全のあり方についての検討を行い、20年度には「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」を、22年度には「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」を取りまとめました。23年度はそれらを分かりやすく解説したパンフレットとホームページ (<http://www.env.go.jp/nature/yasei/ex-situ/>) を作成するとともに、24年度は「絶滅のおそれのある野生動植物の生息域外保全実施計画作成マニュアル」を作成しました。25年度以降はこれらの普及に努めるとともに、新たに検討を始めたライチョウ保護増殖事業における生息域外保全実施計画でも基本方針に沿って検討を行っています。



コラム

ツシマヤマネコ保護増殖事業の取組

ツシマヤマネコは長崎県対馬にのみ生息し、最新の2010年代前半の推定生息数は上島を中心に多くても約100頭と推定されています。環境省レッドリストで最も絶滅のおそれの高い絶滅危惧ⅠA類に選定されており、平成6年に種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定されました。平成7年には「ツシマヤマネコ保護増殖事業計画」を策定し、地域住民や地元自治体等と連携して生息状況のモニタリング、生息環境の改善等の取組を進めています。しかし、平成25年度に公表した第四次特別調査では、分布域が広がった等の良い点もありましたが、生息推定数は前回の2000年代前半と比べて横ばいまたはやや減少という結果となり、ツシマヤマネコの生息状況は依然としてよくなったとはいえない状況です。今後も生息環境の改善等の取組を地道に継続していくことが重要です。

生息域内保全の取組は時間を要するため、保険としての種の保存等の目的から飼育下繁殖事業も進めています。全国9か所の動物園の協力を得て、これまでに45頭が飼育下で誕生していますが、平成21年から4シーズン続けて繁殖がうまくいかない状況が続いており、繁殖技術が確立しているとはまだいえない状況です。そこで、平成25年度には公益社団法人日本動物園水族館協会との連携を強化し、福岡市動物園と西海国立公園九十九島動物園を繁殖拠点として、繁殖の可能性の高い年齢の個体を集約するなどの繁殖に向けた取組を行っています。

さらに、平成24年度からは対馬の下島で野生順化関連施設の整備を進めており、日本では初となる哺乳類の野生復帰について技術確立を目指した取組も行っています。課題は多くありますが、ツシマヤマネコが本来の生息地で安定的に生息できるよう、今後も多様な主体と連携し保全の取組を進めていきます。

ツシマヤマネコ



写真：環境省

2 野生鳥獣の保護管理

(1) 科学的・計画的な保護管理

長期的ビジョンに立った鳥獣の科学的・計画的な保護管理を促し、鳥獣保護行政の全般的ガイドラインとしてより詳細かつ具体的な内容を記した、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、鳥獣保護区の指定、被害防止のための捕獲及びその体制の整備、違法捕獲の防止等の対策を総合的に推進しました。

狩猟者人口は、約53万人（昭和45年度）から約20万人（平成23年度）まで減少し、高齢化も進んでおり、被害防止のための捕獲などを行う鳥獣保護管理の担い手の育成が求められています。このため、狩猟免許の取得促進へ向けたフォーラムの開催、都道府県職員への研修事業、鳥獣保護管理に係る人材登録事業を実施したほか、地域ぐるみでの捕獲を進めるモデル地域を設定し、先進地づくりを進めました。

クマ類の出没・目撃情報が各地で多数相次いだことから、関係省庁が連携して都道府県に対する情報提供や注意喚起等を実施しました。

都道府県における特定鳥獣保護管理計画作成や保護管理のより効果的な実施のため、平成24年度に設置した特定鳥獣5種（イノシシ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ）の保護管理検討会を継続して開催するとともに、技術研修会を開催しました。カワウについては、平成16年に作成した「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（カワウ編）」について、その後の状況の変化等を踏まえ、大幅に見直し、「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き（カワウ編）」として取りまとめました。

関東地域、中部近畿地域におけるカワウ、白山・奥美濃地域のツキノワグマ、関東山地のニホンジカについて、広域協議会を開催し、関係者間の情報の共有等を行いました。また、関東カワウ広域協議会においては、一斉追い払い等の事業を実施するとともに、関東山地ニホンジカ広域協議会においては、実施計画（中期・年次）に基づき、関係機関の連携のもと、各種対策を推進しました。

希少鳥獣であるゼニガタアザラシによる漁業被害が深刻化しているため、種の保全に十分配慮しながら総合的な保護管理手法を検討しました。

適切な狩猟が鳥獣の個体数管理に果たす効果等にかんがみ、都道府県及び関係狩猟者団体に対し、連絡会議等を通じて事故及び違法行為の防止へ向けた助言を行いました。

渡り鳥の生息状況等に関する調査として、鳥類観測ステーションにおける鳥類標識調査、ガンカモ類の生息調査等を実施しました。また、出水平野に集中的に飛来するナベヅル、マナヅル等の保護対策として、生息環境の保全、整備を実施するとともに、越冬地の分散を図るための事業を実施しました。

悪化した鳥獣の生息環境や生息地の保護及び整備を図るため、谷津（千葉県）、鳥島（東京都）、片野鴨池（石川県）、七ツ島（石川県）、浜甲子園（兵庫県）、漫湖（沖縄県）、大東諸島（沖縄県）の各国指定鳥獣保護区において保全事業を実施しました。

野生生物保護についての普及啓発を推進するため、愛鳥週間行事の一環として奈良県橿原市において第67回「全国野鳥保護のつどい」を開催したほか、小中学校及び高等学校等を対象として野生生物保護の実践活動を発表する「全国野生生物保護実績発表大会」等を開催しました。



コラム

ニホンジカの数をかぞえる!?

ニホンジカ（以下「シカ」という。）は北海道から九州まで多くの地域に生息しています。各地の縄文遺跡から骨片が出土するなど、有史以前から人との関わりが大変深い動物です。肉は重要な動物性タンパク源として、毛皮は衣類、角や骨は釣針や矢じりの材料として利用できることから、盛んに狩猟が行われました。江戸時代の末期には平野部から姿が見えなくなるほど減少したといわれています。

明治時代以降も、各地でシカの狩猟規制が行われ低密度安定状態が続きましたが、1970年代に入りその数が徐々に回復し始めると、1980年代以降は各地でさらに増加し、農林業被害や自然植生への

ニホンジカによる植生被害



写真：環境省

群れで草を食べるシカ



写真：環境省

影響が深刻化していきました。その結果、ある地域ではシカに樹皮を食べられた木々が枯れ、森林が衰退し、そこをすみかとする他の鳥獣や昆虫など多くの動植物に影響が生じています。また、生物多様性の屋台骨である国立公園にも被害が及んでいるほか、土壌侵食や表土流出が発生している地域もあり、生物多様性のみならず国土保全上の懸念も生じています。

こうした状況に対し、国や地方公共団体等がさまざまな対策を進めており、シカ捕獲数も増加していますが、依然として被害は拡大傾向にあります。繁殖力が高く毎年安定的に個体数が増加するシカに対し捕獲が十分ではないことが要因の1つと考えられます。

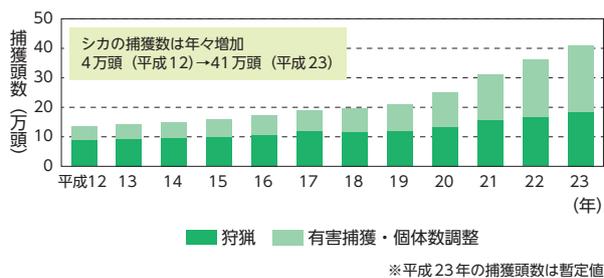
シカによる生態系や農林業への被害を軽減・解消するためには、シカ個体数を把握した上で、必要な対策を計画的に実施していくことが重要です。しかし、野外で自由に生息する動物を直接確認して全ての数をかぞえることはできません。これまでさまざまな手法により推定が試みられてきましたが、推定の幅が広いことや、調査手法の性質から推定値が過少となることなど、推定精度の向上が課題となっていました。

近年、自然界の生き物の数を推定するための研究が進められ、マグロの資源量など、水産資源管理の分野で活用が進んでいます。今回、この統計手法をシカに用いて本州以南の個体数の推定を行いました。その結果、全国のニホンジカ（北海道を除く）の個体数は、中央値で261万頭（平成23年度）と推定されました。なお、この数値は全国的にデータが豊富に存在するシカの捕獲数等から統計的に推定したものであり、結果に幅があることに注意が必要です。

また、現在の捕獲率を維持した場合のシカの数シミュレーションしたところ、平成37年度には中央値で平成23年のほぼ倍となる500万頭まで増加する結果となりました。このことは、現行の対策のみでは、生態系等に対しさらに甚大な被害をもたらすおそれがあり、今後緊急かつ大規模な個体数調整（捕獲）が必要であることを示唆しています。

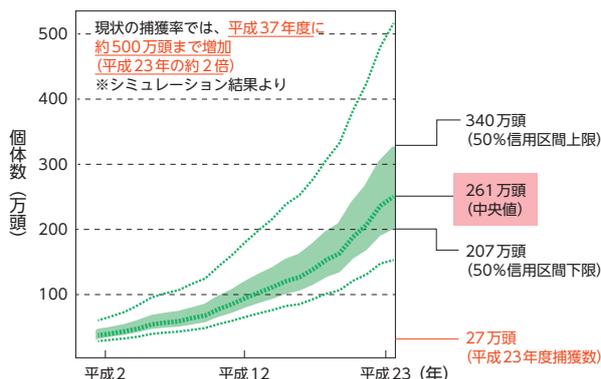
対策にあたっては、個体数の把握と鳥獣管理の目指すべき姿を明らかにすることが不可欠であり、引き続き、調査体制の整備や推定精度の向上を図っていくこととしています。

ニホンジカの捕獲頭数の推移



資料：環境省

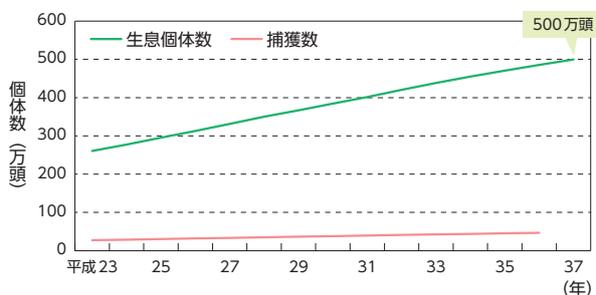
ニホンジカの推定個体数



(参考) 平成23年度の北海道の推定個体数は約64万頭、捕獲数は約14万頭（北海道資料）

資料：環境省

ニホンジカの個体数増加の将来シミュレーション



資料：環境省

(2) 鳥獣被害対策

野生鳥獣の生態及び行動特性を踏まえた効果的な追い払い技術の開発等の試験研究、防護柵等の被害防止施設の設置、効果的な被害防止システムの整備、捕獲獣肉利活用マニュアルの作成等の対策を推進すると

もに、鳥獣との共存にも配慮した多様で健全な森林の整備・保全等を実施しました。

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることを背景として、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することにより、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）が成立し、平成20年2月から施行されました。この法律に基づき、市町村における被害防止計画の作成を推進し、鳥獣被害対策の体制整備等を推進しました。

近年、トドによる漁業被害が増大しており、トドの資源に悪影響を及ぼすことなく、被害を防ぐための対策として、効果的な追い払い手法の実証試験及び被害を受ける刺し網等の改良等を促進しました。

さらに、近年の鳥獣による生態系等に係る被害の深刻化及び鳥獣捕獲の担い手の減少を受け、また、鳥獣保護法施行後5年が経過したことから、中央環境審議会自然環境部会において施行状況の検討を行い、平成26年1月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について」の答申を得ました。それを踏まえて、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣の捕獲等をする事業の創設、鳥獣の捕獲をする事業の認定制度の導入等の措置を講ずるため、鳥獣保護法の一部を改正する法律案を第186回国会に提出しました。

(3) 鳥インフルエンザ等感染症対策

平成16年以降、野鳥及び家きんにおいて、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）が確認されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、渡り鳥等を対象として、ウイルス保有状況調査を全国で実施し、その結果を公表しました。また、人工衛星を使った渡り鳥の飛来経路に関する調査や国指定鳥獣保護区等への渡り鳥の飛来状況についてホームページ等を通じた情報提供を行うなど、効果的かつ効果的に対策を実施しました。さらに、その他の野生鳥獣がかかわる感染症について情報収集、発生時の対応の検討等を行いました。



コラム

鳥インフルエンザA（H7N9）を含めた野鳥での鳥インフルエンザの調査について

2013年（平成25年）3月から、中国において、鳥インフルエンザウイルスA（H7N9）の人への感染・死亡事例が継続して確認されました。鳥インフルエンザウイルスA（H7N9）は、中国の市場で販売されていたニワトリ、ハト等から検出され、さらに同年4月には、江蘇省南京市で捕獲された野生のハトからも検出されたと発表されました。

環境省では、平時から野鳥での鳥インフルエンザウイルスの保有状況調査を実施しており、当該ウイルスは検出されていませんでしたが、念のため、主に、春から夏にかけて中国から日本に渡ってくる可能性のある鳥類を対象に、国内での調査を追加的に実施しました。

平成25年4月下旬から5月下旬にかけて、シギ・チドリ類が飛来する干潟、サギ類の集団繁殖地等7か所から、計338検体（口腔・総排泄腔ぬぐい液あるいは糞便）を採取し検査したところ、鳥インフルエンザウイルスは確認されませんでした。

人への感染については、万が一野鳥で検出された場合であっても、日常生活においては死亡した野鳥などには素手で触らず、鳥のフン等に触れた場

検体採取の様子1（口腔・総排泄腔ぬぐい液を採取しているところ）



写真：一般財団法人自然環境研究センター

検体採取の様子2（糞便を採取しているところ）



写真：一般財団法人自然環境研究センター

合は手洗いとうがいをすれば、過度に心配する必要はありません。野生動物との適度な距離を保ち、適切な情報を得ることにより冷静な行動をお願いします。

環境省では、引き続き、野鳥での鳥インフルエンザウイルスの保有状況調査等を実施するとともに、情報収集及び提供に努め、ホームページ（<http://www.env.go.jp/nature/choju/index.html>）において調査結果等を公開しています。

3 外来種等への対応

(1) 外来種対策

外来生物法に基づき、107種類の特定外来生物（平成26年1月現在）の輸入、飼養等を規制しています。また、奄美大島や沖縄島北部（やんばる地域）の希少動物を捕食するマングースの防除事業、小笠原諸島内の国有林野におけるアカギ等の外来種の駆除等のほか、アライグマ、オオクチバスやアルゼンチンアリについての防除手法等の検討を進めました。また、湿地等の生態系を改変させるイネ科植物のヒガタアシ（スパルティナ・アルテルニフロラ）等の侵入初期段階の外来種の緊急防除等、具体的な対策を進めました。さらに、外来種の適正な飼育に係る呼びかけ、ホームページ（<http://www.env.go.jp/nature/intro/>）等での普及啓発を実施しました。

また、外来生物法の一部を改正する法律が、平成25年6月に第183回国会において成立、公布されました。さらに、この改正を受けた特定外来生物被害防止基本方針の変更について、中央環境審議会自然環境部会において検討が行われ、同年12月に変更案について答申がなされました。この答申をふまえ、平成26年3月に基本方針の変更が閣議決定されました。また、改正外来生物法の施行に向けた政省令の改正等の準備を進めました。

外来種全般に関する中期的な総合戦略である外来種被害防止行動計画（仮称）や、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又は及ぼすおそれのある外来種のリストである侵略的外来種リスト（仮称）の作成に向けた会議を開催し、検討を進めました。



コラム

やんばる地域・奄美大島におけるマングース対策

1 豊かな生物多様性

沖縄島北部やんばる地域や奄美大島の亜熱帯照葉樹の森には、多くの固有種が育まれています。ヤンバルクイナやアマミノクロウサギなどは、その代表です。平成25年1月、このようなすばらしい自然を人類共通の宝として将来に引き継いでいくため、「奄美・琉球」を我が国の世界遺産暫定一覧表に記載することを政府として決定しました。環境省では、世界自然遺産登録を目指して、外来種対策などさまざまな取組を関係者とともに進めています。

2 マングースの侵入と被害

ファイリマングースは、もともと南アジアに広く生息する哺乳類ですが、明治43年、ハブなどの駆除を目的として沖縄島に放されました。奄美大島には、昭和54年に30頭が放されたとされています。しかし当初の想定とは異なりマングースはハブの天敵とはならず、代わりに沖縄島（特にやんばる地域）・奄美大島に生息する多くの動物を捕食することになってしまいました。奄美大島では、ピーク

マングース探索犬



写真：環境省

時にマンガースの個体数が1万頭まで増えたと推定されています。

3 組織的なマンガース対策

環境省は、平成12年から奄美大島で、平成13年からやんばる地域で本格的なマンガース駆除に着手し、平成17年からは「やんばる地域・奄美大島からのマンガースの完全排除」を目標に、外来生物法に基づく防除事業を進めています。この事業の中心を担うのが、マンガース捕獲のための専門チーム「やんばるマンガースバスターズ」と「奄美マンガースバスターズ」です。山中に計画的に設置されたそれぞれ3万個を超えるマンガース捕獲わなの点検、自動撮影カメラによるマンガース生息情報の収集、マンガース探索犬によるきめ細かな探索など、組織的な防除を進めています。なお、やんばる地域では、固有の生物相を有する地域への中南部からのマンガース侵入を防止するために、沖縄県により北上防止柵も設置されています。

マンガース防除事業が始まって9年目を迎える現在、このような日々の根気強い取組が実を結び、マンガースの完全排除に向け着実な成果が現れています。両地域ともに、マンガースの捕獲数は年々減少し、その生息数はやんばる地域では150頭前後、奄美大島では300頭程度と推定されるまでになりました。分布域も狭まり、局所的な排除が達成されつつある地域も出てきています。最近では、マンガースの減少に伴って、ヤンバルクイナ、アマミノクロウサギやアマミトゲネズミなど外来種の回復も確認されるようになりました。

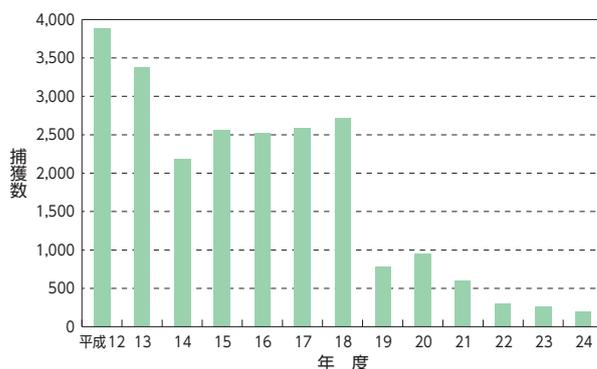
このような成果を踏まえ、平成25年に「10年後までのやんばる地域・奄美大島からのマンガースの完全排除」を目標とした新たな防除実施計画をそれぞれの地域で策定しました。特に奄美大島は、これほど大きな島でのマンガースの完全排除は、世界的にも例がありません。マンガースが低密度化しているため、根絶に向けてはより一層効果的な手法での捕獲が求められるなどの課題もありますが、目標の達成に向け、一つひとつ適切な対策を講じて進めています。

ファイリマンガース
(*Herpestes auropunctatus*)

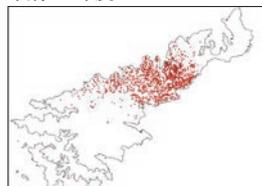


写真：環境省

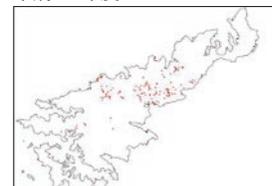
マンガース捕獲数（上）と捕獲地点（下）の経年変化



平成18年度



平成24年度



資料：環境省

奄美マンガースバスターズ



写真：環境省

(2) 遺伝子組換え生物への対応

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（以下「カルタヘナ議定書」という。）を締結するための国内制度として定められた遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）に基づき、平成26年3月末現在、277件の遺伝子組換え生物の環境中での使用について承認されています。また、日本版バイオセーフティクリアリングハウス

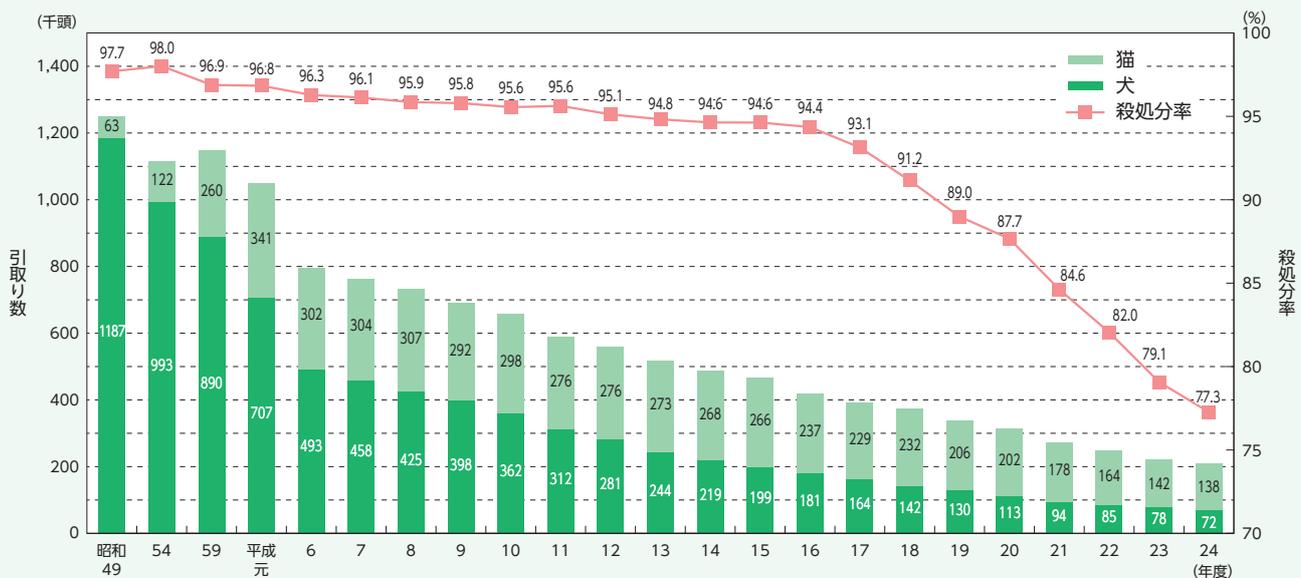
(<http://www.bch.biodic.go.jp/>) を通じて、法律の枠組みや承認された遺伝子組換え生物に関する情報提供を行ったほか、主要な3つの輸入港周辺の河川敷において遺伝子組換えナタネの生物多様性への影響監視調査等を行いました。

4 動物の愛護と適正な管理

それまで動物の愛護と管理を目的とした総合的な法律がなく、国民の間で動物の愛護と管理への関心が高まってきたことから、昭和48年に動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）が制定されました。この法律は、動物の所有者やペットショップ等の動物を取り扱う事業者に対する動物の適正な飼養や取扱について定めています。これまで、平成11年、17年、24年に改正し、動物の取扱の規制や罰則の強化等を図るとともに、普及啓発等を行い、動物の愛護と適正な管理の推進を図ってきました。平成24年の改正では、人と動物の共生する社会の実現や、動物の所有者の責務としての終生飼養が明確にされるとともに、ペットショップ等の動物取扱業者に対する規制強化、愛護動物をみだりに殺傷・虐待・遺棄した場合の罰則の強化等がなされたことから、その周知を図るために自治体や事業者に対する説明会の開催、パンフレットの作成、配布等を行いました。

動物の愛護及び管理に関する法律の改正を踏まえ、政省令の改正や各種基準、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）が見直されました。基本指針においては、平成35年度を目処に都道府県等に引き取られる犬猫の数を、平成16年度に比べ75%減となるおおむね10万頭を目指すとともに、引き取られた犬猫の殺処分率のさらなる減少を図ること等の見直しが行われました。また、これらの施策の進捗については毎年点検を行っており、このうち、平成24年度に飼育放棄等によって都道府県等に引き取られた犬猫の数は平成16年度に比べ約50%減少し、返還・譲渡数は約64%増加しました。殺処分数は毎年減少傾向にあり、約16万頭（調査を始めた昭和49年度の約8分の1）まで減少しました（図2-3-2）。また、マイクロチップの登録数は、年々増加しており、平成26年3月末現在累計約90万件ですが、犬猫等の飼養数全体の4%程度と推測されています。

図 2-3-2 全国の犬猫の引取り数の推移



平成17年度以前の犬の引取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値
資料：環境省

こうした収容動物の譲渡及び返還を促進するため、都道府県等の収容・譲渡施設の整備に係る費用の補助を行いました。また、適正な譲渡及び効果的な飼い主教育に関する自治体の取組を推進することを目的に、自治体向けの適正譲渡講習会及び適正飼養講習会を実施しました。また、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）について普及啓発を行いました。

広く国民が動物の虐待の防止や適正な取扱いなどに関して正しい知識と理解を持つため、関係行政機関、団体との協力の下、“捨てず、増やさず、飼うなら一生”をテーマとして、上野恩賜公園等で動物愛護週間中央行事を開催したほか、多くの関係自治体等においてさまざまな行事が実施されました。

平成25年11月より、犬猫の殺処分がなくなることを目指した今後の対策を検討するために「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を始めました。

5 遺伝資源等の持続可能な利用

(1) 遺伝資源の利用と保存

医薬品の開発や農作物の品種改良など、生物資源がもつ有用性の価値は拡大する一方、世界的に見れば森林の減少や砂漠化の進行などにより、多様な遺伝資源が減少・消失の危機に瀕^{ひん}しており、貴重な遺伝資源を収集・保存し、次世代に引き継ぐとともに、これを積極的に活用していくことが重要となっています。

農林水産分野では、関係機関が連携して、動植物、微生物、DNA、林木、水産生物などの国内外の遺伝資源の収集、保存などを行っており、植物遺伝資源22万点をはじめ、世界有数のジーンバンクとして利用者への配布・情報提供を行っています。また、海外から研究者を受け入れ、遺伝資源の保護と利用のための研修を行いました。

さらに、国内の遺伝資源利用者が海外の遺伝資源を円滑に取得し利用を促進するために必要な情報の収集・提供や、相手国等との意見調整の支援等を行いました。

ライフサイエンス研究の基盤となる研究用動植物等の生物遺伝資源のうち、マウス、シロイヌナズナ等の29のリソースについて、「ナショナルバイオリソースプロジェクト」により、大学・研究機関等において、生物遺伝資源の戦略的・体系的な収集・保存・提供等を行いました。また、「大学連携バイオバックアッププロジェクト」により、途絶えると二度と復元できない実験途上の貴重な生物遺伝資源を広域災害等から保護するための体制を強化し、受入れを開始しました。

(2) 微生物資源の利用と保存

独立行政法人製品評価技術基盤機構を通じた資源保有国との生物多様性条約の精神に則った国際的取組の実施などにより、資源保有国への技術移転、我が国の企業への海外の微生物資源の利用機会の提供などを行いました。

我が国の微生物などに関する中核的な生物遺伝資源機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構生物遺伝資源センターにおいて、生物遺伝資源の収集、保存などを行うとともに、これらの資源に関する情報（分類、塩基配列、遺伝子機能などに関する情報）を整備し、生物遺伝資源とあわせて提供しました。

(3) 遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）

第5節1(2)を参照。

第4節 森・里・川・海のつながりを確保する取組

1 生態系ネットワーク

優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）を形成するため、平成20年度に全国レベルのエコロジカル・ネットワーク構想の検討を開始し、平成21年度に「全国エコロジカル・ネットワーク構想」を取りまとめました。また、国有林野においては、原生的な森林生態系や希少な野生動植物を保護する観点から「保護林」や「保護林」を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」の設定等を進めています。「緑の回廊」は、平成25年4月現在、24か所、約58万3,000haが設定され、生態系に配慮した施業やモニタリング調査等を実施することにより、より広範で効果的な森林生態系保全の取組を推進しています。

2 重要地域の保全

(1) 自然環境保全地域

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく保護地域には、国が指定する原生自然環境保全地域と自然環境保全地域、都道府県が条例により指定する都道府県自然環境保全地域があります。これらの地域は、極力、自然環境をそのまま維持しようとする地域であり、我が国の生物多様性の保全にとって重要な役割を担っています。

平成26年3月現在、原生自然環境保全地域として5地域（5,631ha）、自然環境保全地域として10地域（2万1,593ha）を指定しています。これらについて生態系の現況把握や標識の整備等を通じて、適正な保全管理に努めました。また、都道府県自然環境保全地域として543地域（7万7,398ha）が指定されています（表2-4-1）。

表2-4-1 数値で見る重要地域の状況

保護地域名等	地種区分等	年月	箇所数等
自然環境保全地域	原生自然環境保全地域の箇所数及び面積	H26.4	5地域 (5,631ha)
	自然環境保全地域の箇所数及び面積		10地域 (21,593ha)
国立公園	箇所数、面積	H26.3	31公園 (2,100千ha)
	特別地域の割合、面積（特別保護地区を除く）		58.9% (1,236千ha)
	特別保護地区の割合、面積		13.3% (279千ha)
	海域公園地区の地区数、面積		76地区 (34,155.5ha)
国定公園	箇所数、指定面積	H26.3	56公園 (1,359千ha)
	特別地域の割合、面積（特別保護地区を除く）		88.2% (1,199千ha)
	特別保護地区の割合、面積		4.9% (66千ha)
	海域公園地区の地区数、面積		30地区 (1,631.4ha)
国指定鳥獣保護区	箇所数、指定面積	H26.3	81か所 (584千ha)
	特別保護地区の箇所数、面積		66か所 (159千ha)
生息地等保護区	箇所数、指定面積	H26.3	9か所 (885ha)
	管理地区の箇所数、面積		9か所 (385ha)
保安林	面積（実面積）	H25.3	12,091千ha
保護林	箇所数、面積	H25.4	849か所 (約96万5千ha)
文化財	名勝（自然的なもの）の指定数（特別名勝）	H25.3	157 (12)
	天然記念物の指定数（特別天然記念物）		1,005 (75)
	重要文化的景観		35件

資料：環境省、農林水産省、文部科学省

(2) 自然公園

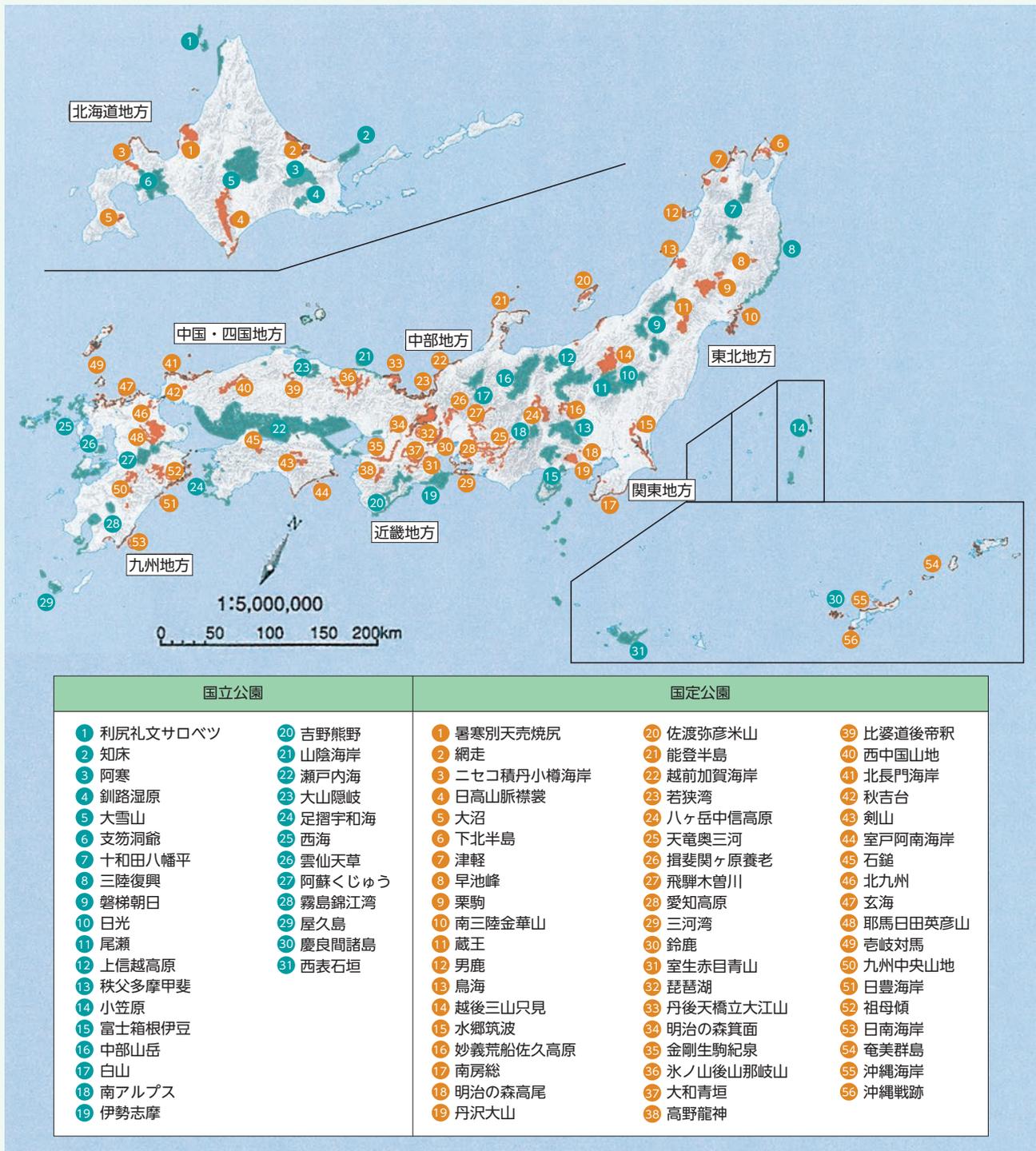
ア 公園区域及び公園計画の見直し

自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づいて指定される国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園は、国土の14.4%を占めており（図2-4-1）、国立・国定公園にあっては、適正な保護及び利用の増進を図るため、公園を取り巻く社会条件等の変化に応じ、公園区域及び公園計画の見直しを行っています。

平成25年度は、三陸復興国立公園の指定や慶良間諸島国立公園の新規指定、伊勢志摩国立公園、山陰海岸国立公園、大山隠岐国立公園の公園区域や公園計画の見直しを実施しました。三陸復興国立公園は、公園計画の点検作業を進めていた陸中海岸国立公園において、平成23年3月11日の東日本大震災により地域社会や自然環境に大きな影響が生じたことを受け、地域の復興に貢献するため、自然の恵みと脅威、人と自然との共生により育まれてきた暮らしと文化が感じられる国立公園として、平成25年5月24日に青森県の種差海岸階上岳県立自然公園を陸中海岸国立公園に編入して新たに誕生しました。慶良間諸島国立公園は、平成26年3月5日に分割や拡張ではない新規指定として1987年（昭和62年）の釧路湿原国立公園の指定以来27年ぶりに指定し、31番目の国立公園となりました。海域を沖合7kmまで指定するこれまでにない国立公園となっており、多島海景観に加え、透明度の高い海域景観、高密度に生息するサンゴ、ザトウクジラの繁殖海域など、海から陸まで多様な生態系を有しています。三陸復興国立公園及び慶良間諸島国立公園

は、平成22年10月に公表した国立・国定公園総点検事業（国立・国定公園の資質に関する総点検を行い、国立・国定公園の指定又は大規模な拡張の対象となり得る候補地を選定したもの）により選定した候補地に含まれるものです。

図 2-4-1 国立公園及び国定公園の配置図



資料：環境省

イ 自然公園の管理の充実

生態系維持回復事業制度については、7つの国立公園において8つの生態系維持回復事業計画を策定しており、シカや外来種による生態系被害に対する総合的かつ順応的な対策を実施しました。また、外来種によ

る捕食等で固有種が減少するなど深刻な影響が出ており、早急に本来の生態系の維持・回復を図るため重点的な対策を講じる必要がある小笠原国立公園及び西表石垣国立公園において、外来種防除実施計画に基づき防除事業を実施し、外来種の密度を減少させるとともに、生態系被害の調査モニタリングも実施し、本来の生態系の維持・回復を図る取組を推進しました。また、国立・国定公園内の植生や自然環境の復元等を目的とし、釧路湿原国立公園等において、植生復元施設や自然再生施設等の整備を推進しました。

国立公園のうち自然保護上特に重要な地域を対象に、厳正な保護を図るため知床国立公園36haの民有地の買い上げを行いました。また、アクティブ・レンジャーを全国に配置し、現場管理の充実に努めました。

地域との連携による公園管理については、自然公園法に基づく公園管理団体に、平成26年3月末現在、国立公園で5団体と国定公園で2団体が指定されています。

国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、シマフクロウやライチョウ等の貴重な野生生物の保護対策、オオハンゴンソウ等の外来種の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修等の作業を「国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業」により行いました。

ウ 自然公園における適正な利用の推進

自動車乗入れの増大により、植生への悪影響、快適・安全な公園利用の阻害等に対処するため、「国立公園内における自動車利用適正化要綱」に基づき、平成25年度には、大雪山国立公園の高原温泉や中部山岳国立公園の上高地等の18国立公園において、自家用車に代わるバス運行等の対策を地域関係機関との協力の下、実施しました。

国立公園等の山岳地域において、山岳環境の保全及び利用者の安全確保等を図るため、山小屋事業者等が公衆トイレとしてのサービスを補完する環境配慮型トイレ等の整備を行う場合に、その経費の一部を補助しており、平成25年度は中部山岳国立公園等の山岳トイレの整備を支援しました。

(3) 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき、鳥獣の保護を図るため、国際的又は全国的な見地から特に重要な区域を国指定鳥獣保護区に指定しています。平成25年度は風蓮湖、ふうれんこ和白干潟・わしろひがた たたらがわかこう多々良川河口を拡張し、平成26年3月末現在、全国の国指定鳥獣保護区は81か所、58万3,511ha、同特別保護地区は66か所、15万8,853ha、同特別保護指定区域は2か所、1,159haとなっています。

(4) 生息地等保護区

種の保存法に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域を生息地等保護区に指定しており、平成26年3月末現在、全国の生息地等保護区は9か所、885ha、このうち管理地区は9か所、385haとなっています。

(5) 名勝（自然的なもの）、天然記念物

文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、日本の峡谷、海浜等の名勝地で観賞上価値の高いものを名勝（自然的なもの）に、動植物、地質鉱物等で学術上価値が高く我が国の自然を記念するものを天然記念物に指定しており、平成25年3月現在、名勝（自然的なもの）は157件（うち特別名勝12件）、天然記念物は1,005件（うち特別天然記念物75件）を指定しています。さらに、天然記念物の衰退に対処するため関係地方公共団体と連携して、特別天然記念物コウノトリの野生復帰事業など23件について再生事業

を実施しました。

(6) 保護林、保安林

我が国の森林のうち、優れた自然環境の保全を含む公益的機能の発揮のため特に必要な森林を保安林として計画的に指定し、適正な管理を行いました。また、国有林野のうち、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている森林については、自然環境の保全を第一とした管理経営を行いました。特に、原始的な森林生態系や希少な野生動植物の生息・生育地等について、「保護林」の設定等を推進しました。平成25年4月現在で849か所、約96万5,000haの「保護林」が設定され、モニタリング調査等による適切な保全・管理を推進しました。

(7) 特別緑地保全地区など

都市緑地法（昭和48年法律第72号）等に基づき、都市における生物の生息・生育地の核等として、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区等の都市における良好な自然的環境の確保に資する地域の指定による緑地の保全等の取組の推進を図りました。平成24年3月現在、全国の特別緑地保全地区等は472地区、6,129haとなっています。

(8) 景観の保全

景観の保全に関しては、自然公園法によって優れた自然の風景地を保護しているほか、景観法（平成16年法律第110号）に基づき、平成25年9月末現在、399団体で景観計画が定められています。また、文化財保護法により、平成25年3月現在、人と自然との関わりの中できれい出されてきた重要文化的景観を35地域選定しています。

3 自然再生の推進

自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生協議会は、平成26年3月末現在、全国で25か所となっています。このうち24か所の協議会で自然再生全体構想が作成され、うち20か所で自然再生事業実施計画が作成されています。

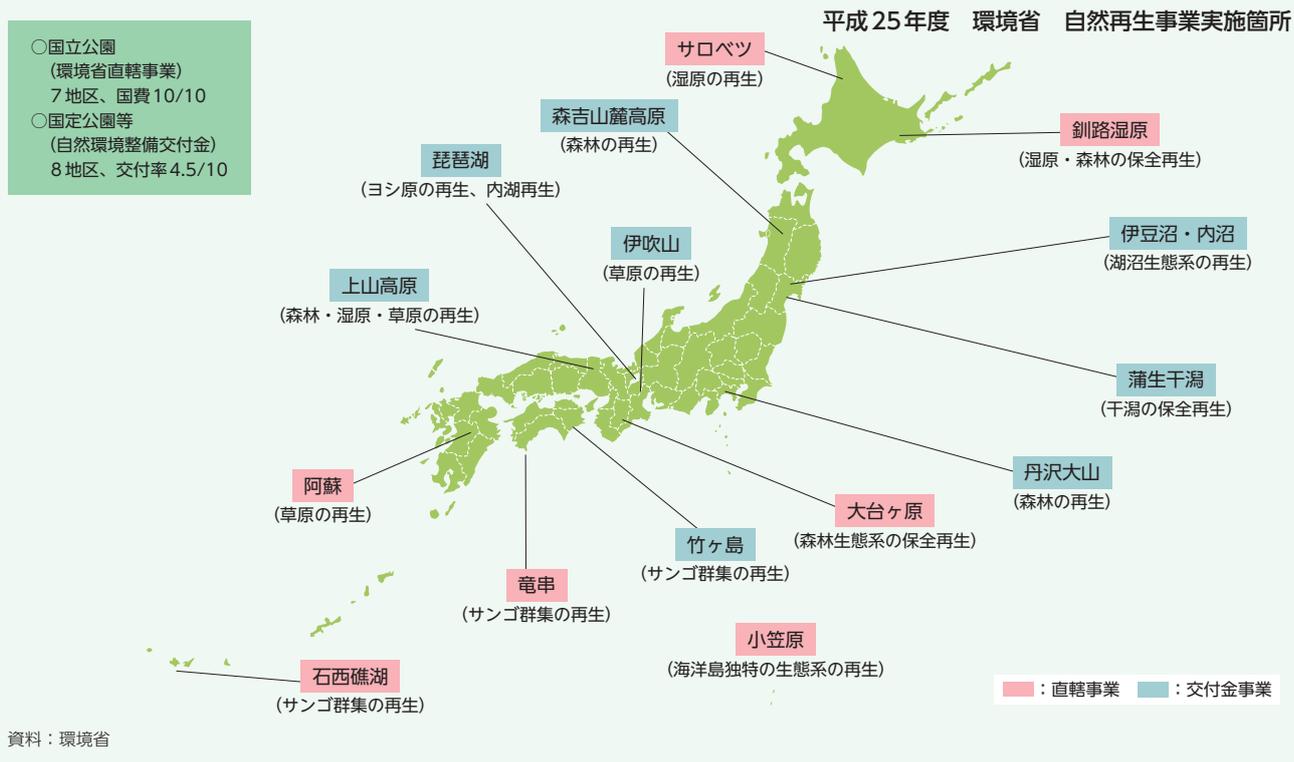
平成25年度は、国立公園における直轄事業7地区、地域自主戦略交付金で地方公共団体を支援する事業8地区の計15地区で自然再生事業を実施しました（図2-4-2）。これらの地区では、生態系調査や事業計画の作成、事業の実施、自然再生を通じた自然環境学習等を行いました。このほか、国立公園など生物多様性の保全上重要な地域と密接に関連する地域において都道府県が実施する生態系の保全・回復のための事業を支援するため、平成24年度に地域自主戦略交付金のメニューとして生物多様性保全回復整備に関する事業を追加しましたが、地域自主戦略交付金の廃止に伴い平成25年度に生物多様性保全回復施設整備交付金を創設しました。同事業により、熊本県が荒瀬ダムの撤去にあわせて実施する球磨川の生態系を回復する事業等を支援しました（写真2-4-1）。

写真2-4-1 荒瀬ダム



写真：熊本県

図2-4-2 環境省の自然再生事業（実施箇所）の全国位置図



4 農林水産業

「農林水産省生物多様性戦略」（平成24年2月改定）に基づき、[1] 田園地域・里地里山の保全（環境保全型農業直接支払いによる生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する直接支援等）、[2] 森林の保全（適切な間伐等）、[3] 里海・海洋の保全（生態系全体の生産力の底上げを目指した漁場の整備等）など、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を推進しました。

また、農林水産分野における生物多様性の経済評価や、生物多様性保全活動への企業等による支援を促す仕組みについて実地検証を行い、実用性・普及性の高い支援の仕組みを検討し、農林漁業者及び企業等向けの手引きとして取りまとめました。

5 里地里山・田園地域

(1) 里地里山

里地里山は、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等を構成要素としており、人為による適度なく乱によって特有の環境が形成・維持され、固有種を含む多くの野生生物を育む地域となっています。また、希少種が集中して分布している地域の半数近くが里地里山に含まれています。

このような里地里山の環境は、これまで農林業生産や生活の場として利用することにより維持されてきましたが、燃料改革や営農形態の変化などに伴う森林や農地の利用の低下に加え、人口の減少や高齢化の進行により里地里山における人間活動が縮小してきており、生物の生息・生育環境の悪化や衰退が進んでいます。こうした背景を踏まえ、都市住民などのボランティア活動への参加を促進するため、ホームページなどにより活動場所や専門家の紹介などを行うとともに、研修会などを開催し里地里山の保全・活用に向けた活動の継続・促進のための助言などの支援を実施しました。これに加え、地域や活動団体の参考となる里地里山の特徴的な取組事例を情報発信し、他の地域への取組の波及を図りました。

さらに、里地里山の自然資源や生態系サービスを多様な主体が共有の資源として利用・管理する枠組みの構築に向けた自治体向けの手引書を策定し、普及を図りました。

特別緑地保全地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等との管理協定の締結による持続的な管理や市民への公開などの取組を推進しました。

棚田や里山といった地域における人々と自然との関わりの中で形成されてきた文化的景観の保存活用のために行う調査、保存計画策定、整備、普及・啓発事業を補助する文化的景観保護推進事業を実施しました。

(2) 田園地域

農業農村整備事業においては、環境との調和への配慮の基本方針に基づき事業を実施するとともに、生態系の保全に配慮しながら生活環境の整備等を総合的に行う事業等に助成し、農業の有する多面的機能の発揮や魅力ある田園空間の形成を促進しました。農村地域の生物や生息環境の情報の調査・地理情報化を行い、生物の生息・生育地と水路等の農業用施設との生態系ネットワーク化を図る技術の開発を進めました。また、地域の生態系を代表する種を「保全対象種」として示し、農家や地域住民の理解を得ながら生物多様性保全の視点を取り入れた基盤整備事業を推進しました。

また、景観保全、自然再生活動の推進・定着を図るため、地域密着で活動を行っているNPO等に対し支援を実施するとともに、農業生産活動と調和した自然環境の保全・再生活動の普及・啓発のため、「田園自然再生活動コンクール」の実施を支援しました。

棚田における農業生産活動により生ずる国土の保全、水源の涵養等の多面的機能を持続的に発揮していくため、棚田等の保全・利活用活動を推進したほか、農村の景観や環境を良好に整備・管理していくために、地域住民、地元企業、地方公共団体等が一体となって身近な環境を見直し、自ら改善していく地域の環境改善活動（グラウンドワーク）の推進を図るための事業を行いました。また、地域の創意と工夫をよりいかした「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備を推進しました。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の育成等を推進するとともに、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に基づく有機農業の推進に関する基本的な方針の下で、栽培技術の体系化の取組等の支援、産地の販売企画力、生産技術力強化、販路拡大、施設の整備に関する支援を行いました。

6 森林

森林のもつ多面的機能を持続的に発揮させるため、多様な森林づくりを推進しました。また、森林の保全を図るため、特に公益的機能の発揮が必要な森林を保安林に指定し、伐採・転用等の規制を行うとともに、豪雨や地震等による山地災害の防止を図るため、周辺の生態系に配慮しつつ荒廃地等の復旧整備や機能の低い森林の整備等を行う治山事業を計画的に実施したほか、松くい虫等の病虫害や野生鳥獣による森林の被害対策の総合的な実施、林野火災予防対策等を推進しました。また、東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧・再生に向けて、平成24年2月に「今後における海岸防災林の再生について」を取りまとめるなど、復旧・再生に取り組みました。

森林を社会全体で支えるという国民意識の醸成を図るため、企業、森林ボランティア等広範な主体による森林づくり活動、全国植樹祭等国土緑化行事及び「みどりの日」・「みどりの月間」を中心に行う緑化運動、巨樹・巨木林や里山林等身近な森林・樹木の適切な保全・管理のための技術開発及び普及啓発活動を支援するとともに、森林でのさまざまな体験活動を通じて、森林のもつ多面的機能等に対する国民の理解を促進する森林環境教育や、市民やボランティア団体等による里山林の保全・利用活動など、森林の多様な利用及び

これらに対応した整備を推進しました。

森林の状態とその変化の動向を継続的に把握するための森林資源のモニタリング調査を実施するとともに、これまでのデータを活用して動態変化を解析する手法の検討を行いました。

COP10の日本開催等を契機として、生物多様性国家戦略2010や平成21年7月に取りまとめられた「森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策」に基づき、森林生態系の調査のほか、森林の保護・管理技術の開発など、森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた施策を推進するとともに、我が国における森林の生物多様性保全にかかわる取組を国内外に発信しました。

国有林野については、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の方針の下で、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目し、人工林の間伐や長伐期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導を図るなど、自然環境の維持・形成に配慮した多様な森林施業を推進しました。優れた自然環境を有する森林の保全・管理や国有林野を活用して民間団体等が行う自然再生活動を積極的に推進しました。さらに、野生鳥獣との棲み分け、共存を可能にする地域づくりに取り組むため、地域等と連携し、野生鳥獣との共存に向けた生息環境の整備と個体数管理等の総合的な対策を実施しました。

7 都市

(1) 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理

緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づく特別緑地保全地区の指定を推進するとともに、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。また、平成23年10月、市町村が緑の基本計画を策定する際の参考資料として、「策緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定し、地方公共団体における都市の生物多様性の確保の取組の促進を図りました。

首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）に基づき指定された近郊緑地保全区域において、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。都市緑化に関しては、緑が不足している市街地等において、緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度等の活用により建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を推進するとともに、市民緑地契約や緑地協定の締結を推進しました。さらに、風致に富むまちづくり推進の観点から、風致地区の指定を推進しました。

緑化推進連絡会議を中心に、国土の緑化に関し、全国的な幅広い緑化推進運動の展開を図りました。また、都市緑化の推進として、「春季における都市緑化推進運動」期間（4～6月）、「都市緑化月間」（10月）を中心に、普及啓発活動を実施しました。

都市における多様な生物の生息・生育地となるせせらぎ水路の整備や下水処理水の再利用等による水辺の保全・再生・創出を図りました。

(2) 都市公園の整備

都市における緑とオープンスペースを確保し、水と緑が豊かで美しい都市生活空間等の形成を実現するため、都市公園の整備、緑地の保全、民有緑地の公開に必要な施設整備を支援する「都市公園等事業」を実施しました。

(3) 国民公園及び戦没者墓苑

旧皇室苑地として広く一般に利用され親しまれている国民公園（皇居外苑、京都御苑、新宿御苑）及び千

鳥ヶ淵戦没者墓苑では、その環境を維持するため、施設の改修、園内の清掃、芝生・樹木の手入れ等を行いました。

8 河川・湿原

(1) 河川の保全・再生

河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河川環境データベース (<http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/index.html>) として公表しています。また、世界最大規模の実験河川を有する自然共生研究センターにおいて、河川や湖沼の自然環境保全・復元のための研究を進めました。加えて、生態学的な観点より河川を理解し、川のあるべき姿を探るために、河川生態学術研究を進めました。

平成18年10月に策定した「多自然川づくり基本指針」により、多自然川づくりはすべての川づくりの基本として、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出に取り組んでいるところであり、平成22年8月に通知した「中小河川に関する河道計画の技術基準について」により、治水対策を効率的・効果的に推進するとともに、良好な河川環境の形成に努めているところです。さらに、災害復旧事業においても、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、河川環境の保全・復元の目的を徹底しました。

(2) 湿地の保全・再生

湿原や干潟等の湿地は、多様な動植物の生息・生育地等として重要な場です。しかし、これらの湿地は全国的に減少・劣化の傾向にあるため、その保全の強化と、すでに失われてしまった湿地の再生・修復の手だてを講じる必要があります。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地の保全に関する条約（以下「ラムサール条約」という。）に関しては、国内では46か所のラムサール条約湿地が登録されています。また、湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁など、国内の500か所の湿地を「日本の重要湿地500」として平成13年度に選定しています。これらの湿地とその周辺における保全上の配慮の必要性について普及啓発を進めるとともに、選定から10年以上を経た環境の変化を踏まえ、重要湿地の見直しのための情報収集に着手しました。

過去の開発等により失われた河川などの良好な自然環境の保全・再生を図るため、湿地等の保全・再生に取り組んでいるところです。

(3) 土砂災害対策に当たっての環境配慮

生物多様性を保全しながら土砂災害から住民の安全・財産を守る砂防事業を進めるため、六甲地区等、都市周縁に広がる山麓斜面において、グリーンベルトとして一連の樹林帯を整備しました。また、生物の良好な生息・生育環境を有する溪流や里山等を保全・再生するため、NPO等と連携した山腹工などを実施しました。

9 沿岸・海洋

(1) 沿岸・海洋域の保全

海洋基本計画に基づき明確化された、我が国における海洋保護区の設定のあり方と、これに沿った取組を国内外で発信しました。また、海洋基本計画、生物多様性国家戦略及び海洋生物多様性保全戦略に基づき、生物多様性の保全上重要度の高い海域（重要海域）を抽出するなど、海洋生物多様性の保全に向けた検討を進めました。

ウミガメの産卵地となる海浜については、自然公園法に基づく乗入れ規制地区に指定されている地区においてオフロード車等の進入を禁止するなどにより保護を図りました。

有明海・八代海における海域環境調査、東京湾等における水質等のモニタリング、海洋短波レーダーを活用した流況調査、水産資源に関する調査や海域環境情報システムの運用等を行いました。

サンゴ礁生態系保全行動計画に基づく保全の取組を推進するとともに、行動計画の進捗状況を点検しました。

(2) 水産資源の保護管理

水産資源の保護・管理については、漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく採捕制限等の規制や、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）に基づく海洋生物資源の採捕量の管理及び漁獲努力量に着目した管理を行ったほか、[1] 保護水面の管理等、[2] 「資源回復計画」の作成・実施、[3] 外来魚の駆除、環境・生態系と調和した増殖・管理手法の開発、魚道や産卵場の造成等、[4] ミンククジラ等の生態、資源量、回遊等調査、[5] ウミガメ（ヒメウミガメ、オサガメ）、鯨類（シロナガスクジラ、ホッキョククジラ、スナメリ、コククジラ）及びジュゴンの原則採捕禁止等、[6] 希少水生生物に関する現地調査及び保護手法の検討、[7] サメ類の保存・管理及び海鳥の偶発的捕獲の対策に関する行動計画の実施促進、[8] 混獲防止技術の開発等を実施しました。

海洋生物の生理機能を解明して革新的な生産につなげる研究開発と生物資源の正確な資源量の変動予測を目的に生態系を総合的に解明する研究開発を実施するとともに、独立行政法人科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業として海洋生物の観測・モニタリング技術の研究開発を推進しました。

(3) 海岸環境の整備

海岸保全施設の整備においては、海岸法（昭和31年法律第101号）の目的である防護・環境・利用の調和に配慮した整備を実施しました。

(4) 港湾及び漁港・漁場における環境の整備

港の良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNPOなどが行う自然体験・環境教育活動等の場ともなる藻場・干潟等の整備を行いました。また、海辺の自然環境をいかした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」等の取組を推進しました。

漁港・漁場では、水産資源の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、漁場の環境改善を図るための堆積物の除去等の整備を行う水域環境保全対策を22地区で実施したほか、水産動植物の生息・繁殖に配慮した構造を有する護岸等の整備を総合的に行う「自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業」を全国11地区で実施しました。また、藻場・干潟の保全等を推進したほか、漁場環境を保全するための森林整備に46都道府県で取り組みました。さらに、木材利用率が高い増殖礁の開発や漁場機能を強化する技術の開

発・実証に全国14地区で取り組みました。加えて、サンゴの有性生殖による種苗生産を中心としたサンゴ増殖技術の開発に取り組みました。

第5節 地球規模の視野を持って行動する取組

1 生物多様性条約

(1) COP10・11決定事項の実施

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された愛知目標を踏まえ、生物多様性に関する国内施策の充実及び国際的な連携の強化を図ることなどを目的として、平成24年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣議決定しました。生物多様性条約第11回締約国会議（COP11）（2012年（平成24年）10月インド・ハイデラバード）の結果も踏まえ、我が国の条約実施状況や愛知目標の達成状況等を評価した第5回国別報告書を取りまとめ、2014年（平成26年）3月に生物多様性条約事務局へ提出するとともに、同国家戦略の進捗状況の点検を実施しました。また、補助機関会合等の条約関連会合で積極的に交渉に参加するとともに、科学技術助言補助機関等について開催支援を行いました。

愛知目標の達成を含め、生物多様性条約に基づく取組を地球規模で推進していくためには、途上国への資金供与や技術移転、能力養成が必要であることが強く指摘されています。このため、我が国は、愛知目標の達成に向けた途上国の能力養成等を支援するため、条約事務局に「生物多様性日本基金」を設置しています。本基金を活用し、生物多様性国家戦略の策定・改定を支援するワークショップ開催などが進められています。

(2) 名古屋議定書

COP10において採択された「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS：Access and Benefit-Sharing）に関する名古屋議定書」の早期締結及び国内措置の実施については、「生物多様性国家戦略2012-2020」の目標として掲げているところですが、国内措置の具体化を始めとしてさまざまな課題があることから、関係者及び関係省庁で名古屋議定書の締結に必要な国内措置の検討を進めています。その一環として、環境省では平成24年9月から平成26年3月までの間、関係する産業界や学術分野の有識者により構成される「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」を開催し、当該有識者が考える我が国にふさわしい国内措置のあり方に関する意見の取りまとめを行いました。

平成23年3月に、名古屋議定書の早期発効や効果的な実施に貢献するため、地球環境ファシリティ（GEF）によって管理・運営される名古屋議定書実施基金が設置されました。我が国は、COP10時に本基金の構想について支援を表明しており、平成23年4月に10億円を拠出しました。平成26年3月現在、パナマ、コロンビア、フィジー、ガボン、コスタリカ、ブータン、中央アフリカ地域等の各国や地域等を対象とした8件のプロジェクトが承認され、国内制度の発展、遺伝資源の保全及び持続可能な利用に係る技術移転、民間セクターの参加促進等の活動が支援されています。

(3) SATOYAMAイニシアティブ

COP10において、締約国会議としてSATOYAMAイニシアティブを生物多様性及び人間の福利のために人為的影響を受けた自然環境をより理解・支援する有用なツールとなり得るものとして認識し、締約国そ

他の政府及び関連する機関に対して、SATOYAMAイニシアティブをさらに発展させるために、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）への参加を勧奨すること等を含む決定が行われました。

このCOP10での決定を踏まえ、SATOYAMAイニシアティブを国際的に推進するため、COP10期間中に発足したIPSIを通じて、参加団体間の情報共有や連携した活動の促進を行いました。

SATOYAMAイニシアティブを普及するため、2013年（平成25年）9月に福井県福井市において、「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ第四回定例会合」を開催しました。第四回定例会合では、2012年（平成24年）10月に開催された第三回定例会合で合意されたIPSI戦略の実施を目的とし、「生物多様性の保全と人間の豊かな暮らしの実現に向けたIPSI戦略の実施」をテーマに、IPSI総会と公開フォーラムが行われました。また、第四回定例会合と併せて、SATOYAMAイニシアティブの理念を国内において推進するための組織「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」が48地方自治体を含む101団体の参画を得て設立され、発起団体代表の石川県知事と福井県知事が共同代表を務めることとなりました。2014年（平成26年）3月現在、IPSIの会員は16か国の政府機関を含む158団体となりました。

2 カルタヘナ議定書

国内担保法であるカルタヘナ法に基づき、議定書で求められている遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を実施しました。また、「名古屋・クアラルンプール補足議定書」について、関係省庁において締結に向けた情報収集と検討を進めました。

3 ラムサール条約

国内に46か所あるラムサール条約に基づく国際的に重要な湿地（ラムサール条約湿地）における普及啓発活動等を、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議をはじめとする関係者とともに進めました。また、ミャンマーに対する国際的に重要な湿地の保全及び賢明な利用に向けた協力等を行いました。

4 ワシントン条約

ワシントン条約に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の輸出入の規制に加え、同条約附属書Iに掲げる種については、種の保存法に基づき国内での譲渡し等の規制を行っています。また、関係省庁、関連機関が連携・協力し、インターネット取引を含む条約規制対象種の違法取引削減に向けた取組等を進めました。

5 世界遺産条約

我が国では、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）に基づき、屋久島、白神山地、知床及び小笠原諸島の4地域が自然遺産として世界遺産一覧表に記載されています。これらの世界自然遺産については、遺産地域ごとに関係省庁・地方公共団体・地元関係者からなる地域連絡会議と専門家による科学委員会を設置しており、関係者の連携によって適正な保全・管理を実施しました。特に小笠原諸島については、世界遺産委員会の勧告を踏まえ外来種対策の推進など質の高い保全管理に取り組んでおり、平成25年3月に兄島で新たに確認された侵略的外来種グリーンアノールについて、関係省庁、地方公共団体及び地元関係者の協働により早急かつ集中的な対策を講じました。白神山地については、関係省庁及び県が、平成25年10月に新しい「世界遺産地域管理計画」を策定しました。平成25年は、屋久島と白神山地が我が国で初めての世界自然遺産として世界遺産一覧表に記載されて20周年に当たることから、関係省庁、地方公共団体及び地元関係者の協働、共催等により記念式典やシンポジウム等を開催し、記載後

の変化や課題を踏まえつつ、保全管理の重要性を改めて確認するとともに、今後の方向性を議論しました。

また、平成24年1月に世界遺産センターへ世界文化遺産の推薦書を提出した富士山については、2013年(平成25年)6月に開催された第37回世界遺産委員会において、「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」として世界遺産一覧表に記載されました。

世界自然遺産の国内候補地である奄美・琉球については、平成25年度に専門家による「奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会」を開催し、世界遺産候補区域の選定を行いました。



コラム 奄美・琉球：世界で唯一の価値

世界自然遺産の国内候補地である奄美・琉球については、平成25年度に専門家による「奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会」を開催し、推薦候補区域の検討を進めてきました。その結果、平成25年12月の第3回科学委員会において、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の4地域を世界遺産地域として推薦していくとの結論が出されました。

世界遺産一覧表へ記載されるためには、世界で唯一の価値を有する重要な地域として認められることが必要で、これにはいくつかの条件を満たす必要があります。自然遺産については、「自然美」、「地形・地質」、「生態系」、「生物多様性」の評価基準のいずれかを満たすことが、条件の1つとして求められています。また、その他の条件としては、世界遺産としての価値を示すのに必要な要素や適切な広さが確保されていることや保護措置がとられていることが挙げられます。

奄美・琉球は、地史を反映した独特な種分化・系統的多様化の過程を明白に表す顕著な見本として「生態系」の評価基準を、また、世界的に重要な絶滅のおそれのある種の生息・生育地など生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含した地域として「生物多様性」の評価基準をそれぞれ満たすと考えられます。

奄美・琉球では、かつては大陸の一部であったことから大陸と共通の陸生生物が生息・生育していましたが、島々が分離・結合を繰り返し、小島しょ群として成立する過程において多くの進化系統に種分化が生じ、独自の進化が進みました。特に奄美大島、徳之島及び沖縄島北部は、大陸からの隔離の歴史が長く、捕食者や競争相手が海峡により隔てられたことでその地域だけに生息・生育するようになった遺存固有種が多く存在します。その代表的なものとして、動物ではアマミノクロウサギやケナガネズミ、植物ではクニガミトンボソウやコケタンポポ等が挙げられ、このうちアマミノクロウサギは、近縁種が存在しない1属1種であり、奄美大島と徳之島において原始的な形態を残しつつ特異な生活型を進化させた種です。種の分化は現在も進行中で、島しょごとに固有種や固有亜種に分化している事例が豊富に見られ、特に、奄美群島及び琉球諸島の陸生爬虫類及び両生類の固有種率の高さは特筆に値します。前者は約80%、後者は約79%の固有種率を示しており、これらの多くが奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島に生息しています。

また、奄美・琉球は、イリオモテヤマネコ、アマミノクロウサギ及びヤンバルクイナなど、IUCNレッドリストに掲載されている種が多く、陸生生物にとってかけがえ

亜熱帯照葉樹林(1)



写真：環境省

亜熱帯照葉樹林(2)



写真：環境省

アマミノクロウサギ
(*Pentalagus furnessi*)



写真：環境省

のない生息・生育地となっています。さらに植物では、気候条件と多様な分散史を反映した極めて多様な植物が生育しており、奄美・琉球の上記4地域の面積は日本国土の1%に満たないにも関わらず、日本に生育する絶滅のおそれがある維管束植物の約17%が分布し、絶滅のおそれがある植物の保全のための最重要地域として認識されています。

科学委員会では、大きくは、固有種、遺存固有種、絶滅危惧種等の生息数が多いこと、ある程度の面積的な広がりがあることを基準として整理し、候補区域が検討されました。この結果、上述の通り、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の4地域が今後世界自然遺産として推薦していく地域として絞り込まれたものです。

今後は、これらの地域を国が責任を持って管理していくための国立公園の指定や拡張、森林生態系保護地域等の保全管理の充実等を進めるとともに、地域関係者と連携し、地域の理解・合意を得ながら、保全管理体制の整備やマングースをはじめとした外来種問題への対応をさらに進めていきます。

ヤンバルクイナ



写真：環境省

アマミシカワガエル



写真：環境省

イリオモテヤマネコ



写真：環境省

6 南極地域の環境の保護

南極地域は、保護すべき価値を有する地域であり、地球環境研究の場等としてかけがえのない価値を有しています。近年は基地活動や観光利用の増加による環境影響の増大も懸念されています。

南極の環境保護に向けた国際的な取組は、南極の平和的利用と科学的調査における国際協力の推進を目的として南極条約（1961年（昭和36年）発効）の下で定められた、南極の環境や生態系の保護を目的とする「環境保護に関する南極条約議定書」（1998年（平成10年）発効）により進められています。

我が国は、南極条約の締約国として、環境保護に関する南極条約議定書を適切に実施するため制定された南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）に基づき、南極地域における観測、観光、冒険旅行、取材等に対する確認制度等を運用するとともに、ホームページ等を通じて南極地域の環境保護に関する普及啓発、指導等を行いました。また、毎年開催される「南極条約協議国会議」に参加し、南極特別保護地区等の管理計画や、非在来種の移入防除方法など、南極における環境の保護の方策について議論を行いました。さらに、国立極地研究所が設置している南極観測審議委員会設置専門部会環境分科会において、昭和基地における環境保全の方策等について検討を行いました。

7 砂漠化への対処

砂漠化とは、国連の砂漠化対処条約（UNCCD）において、「乾燥地域における土地の劣化」と定義されています。乾燥地域は地表面積の約41%を占めており、その10~20%はすでに劣化（砂漠化）しており、世界の3分の1以上の人々がそこに居住しています。一方で、世界で1,900万km²の土地が劣化し、15億人

が砂漠化の影響を受けていると推定されています。砂漠化の原因として、干ばつ・乾燥化等の気候的要因のほか、過放牧、過度の耕作、過度の薪炭材採取による森林減少、不適切な灌漑による農地への塩分集積等が挙げられます。その背景には、開発途上国における人口増加、貧困、市場経済の進展等の社会的・経済的要因が関係しています。

1996年（平成8年）に発効した砂漠化対処条約では、加盟している開発途上国は砂漠化対処のための行動計画を作成し、先進国がその支援を行うことで砂漠化対策に取り組んでいます。我が国も1998年（平成10年）に条約を受諾し、締約国会議に参画・貢献するとともに関係各国、各国際機関等と連携を図りつつ国際的な取組を推進しています。また、米国に次ぐ規模の拠出国としてその活動を支援しています。

このほか、同条約への科学技術面からの貢献を念頭に、砂漠化対処のための技術の活用に関する調査などを行ったほか、独立行政法人国際協力機構（JICA）等を通じ、農業農村開発、森林保全・造成、水資源保全等のプロジェクト等を実施しました。

8 二国間渡り鳥条約・協定

米国、露国、豪州、中国及び韓国との二国間の渡り鳥条約等に基づき、各国との間で渡り鳥等の保護のため、アホウドリ及びズグロカモメに関する共同調査等を引き続き実施するとともに、2013年（平成25年）12月に米国及び露国との間の二国間渡り鳥等保護協定等会議を東京において開催し、渡り鳥保護施策や調査研究に関する情報や意見の交換等を行いました（写真2-5-1、写真2-5-2）。

9 アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全

日豪政府のイニシアティブにより、2006年（平成18年）11月に発足した「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）」の活動として、EAAFP事務局への支援を継続するとともに、ツル、ガンカモ、シギ・チドリ類といった渡り鳥の主要な渡り経路である東アジア・オーストラリア地域におけるモニタリング体制構築のため、EAAFP事務局やNGOと協力してモニタリングマニュアル案の作成を行いました。また、国内30か所のEAAFPフライウェイ・ネットワークサイトの関係自治体間の交流促進を行いました。

10 アジア国立公園会議

国際自然保護連合（IUCN）との共催により、アジアにおける国立公園等保護地域の管理の経験の共有と多様な関係者の協力体制の構築、愛知目標の達成と保護地域作業計画の実施に向けた活動の推進などを目的として、アジアにおける国立公園等の関係者が参集する初めての国際会議である「第1回アジア国立公園会議」を2013年（平成25年）11月に宮城県仙台市で開催しました。会議には、アジア各国を中心に40の国及び地域から、約800人が参加し、アジアにおける保護地域の基本理念を示す「アジア保護地域憲章（仙台憲章）」などの成果文書が取りまとめられました（詳細は講じた第1部第1章を参照）。

写真2-5-1 ズグロカモメ



写真：山階鳥類研究所

写真2-5-2 アホウドリ



写真：山階鳥類研究所

11 国際的なサンゴ礁保全の取組

2013年（平成25年）9月に、シンガポールで第9回ICRI東アジア地域会合を開催し、海洋保護区の管理効果評価にかかる能力開発ワークショップや東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の実施のための情報交換を行いました。また、同年10月に、ベリーズシティ（ベリーズ）で開催された第28回ICRI総会に出席し、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）の今後の活動に関する議論や日本の取組の報告等を行いました。

2013年（平成25年）6月29～30日に、「地球温暖化防止とサンゴ礁保全に関する国際会議」（主催：環境省、沖縄県）を沖縄県で開催し、パラオ共和国財務大臣、モルディブ共和国環境エネルギー大臣らと交え、サンゴ礁保全をはじめとした島しょ国の課題について横断的に議論しました。

12 持続可能な森林経営と違法伐採対策

世界の森林は、陸地の約31%を占め、面積は約40億haに及びますが、2000年（平成12年）から2010年（平成22年）にかけて、年平均1,300万haの割合で減少しました（増加分を差し引いて年520万haの純減）。特に、熱帯林が分布するアフリカ地域、南アメリカ地域で森林の減少が続いています（図2-5-1）。このような森林減少・劣化は、地球温暖化や生物多様性の損失に深刻な影響を与えています。

森林減少の原因として、プランテーション開発等農地への転用、非伝統的な焼畑農業の増加、燃料用木材の過剰採取、森林火災等が挙げられます。また、違法伐採など不適切な森林伐採が森林を劣化させ、森林減少の原因を誘発していることも大きな問題となっています。

このような森林減少・劣化を抑制するためには、持続可能な森林経営を実現する必要があります。

1992年（平成4年）の地球サミットにおいて、森林原則声明及びアジェンダ21が採択され、以降、世界の森林の持続可能な経営に関する国際的な議論が行われています。我が国は、これらの議論に参画・貢献するとともに、関係各国、各国際機関等と連携を図るなどして国際的な取組を推進しています。

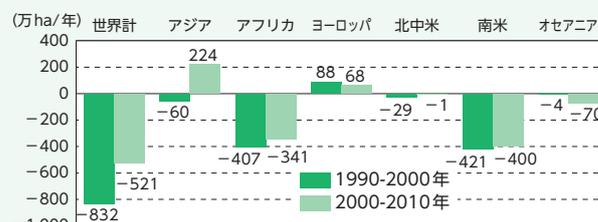
我が国は、持続可能な森林経営の進捗状況を客観的に把握・分析・評価するための「基準・指標」を作成・適用する取組として、欧州以外の温帯林等を対象とした「モンテリオール・プロセス」に参加しており、2007年（平成19年）1月より事務局を務めるなど、積極的に取り組んでいます。

2013年（平成25年）4月にイスタンブール（トルコ）で開催された第10回国連森林フォーラム（UNFF10）では、「森林と経済開発」のテーマの下に、(ア)森林に関する4つの世界的な目標の達成状況及び「すべてのタイプの森林に関する法的拘束力を持たない文書（NLBI）」の実施状況の課題と評価、(イ)資金・技術協力等の持続可能な森林経営の実施手段（資金提供、技術移転等）のあり方等について、加盟国等によって検討を行いました。現在の枠組みの最終年となる2015年（平成27年）に次回会合を開催し、これまでの成果を評価し、その後の森林に関する国際的な取決めのあり方について協議することとし、対立するテーマの一つである世界森林基金の設立に関しても、引き続き検討することが合意されました。

また、2013年（平成25年）11月にリーブルビル（ガボン）で開催された第49回国際熱帯木材（ITTO）理事会では、持続可能な森林経営と熱帯木材の適正な貿易の推進に向け、運営や予算に加え、「熱帯天然林の持続可能な森林経営に関するITTO自主的ガイドライン」の改定等の議論が行われました。

また、特に持続可能な森林経営の阻害要因の一つとなっている違法伐採については、1998年（平成10年）のバーミンガム・サミット以降、国際的な議論が行われていますが、我が国では、平成18年4月から、

図2-5-1 世界の森林面積変化（地域別）



資料：FAO「世界森林資源評価2010」

この対策として、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）により、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象とする措置を実施するとともに、地方公共団体や民間事業者等に対する普及等を行っています。

さらに、IPCC第4次評価報告書では、森林減少及び土地利用の変化に伴う人為的な温室効果ガス排出量が全体の17%を占めるとされています。このため、途上国における森林減少・劣化からの排出の削減に加え、森林保全も含めて排出削減を実現するREDD+という考え方が提唱されています。2013年（平成25年）11月にワルシャワ（ポーランド）で開催された国連気候変動枠組条約第19回締約国会議では、REDD+についての技術ガイダンス、資金、組織を含む支援の調整に関する枠組みが決定されました。

上記の取組のほか、ITTO、国連食糧農業機関（FAO）等の国際機関への拠出、JICA等を通じた協力、独立行政法人環境再生保全機構の地球環境基金等を通じた民間団体の植林活動等への支援等を行いました。

13 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）

生物多様性の保全、経済と社会の発展、学術研究支援に焦点を当てたユネスコの「人間と生物圏（MAB：Man and Biosphere）計画」に基づく生物圏保存地域（BR：Biosphere Reserves, ユネスコエコパーク^{*1}）については、国内では「志賀高原」、「白山」、「大台ヶ原・大峯山」^{*2}、「綾」及び「屋久島」の5件が登録されています。

また、平成25年9月には日本ユネスコ国内委員会第26回人間と生物圏（MAB）計画分科会において、「只見」（福島県）及び「南アルプス」（山梨県、長野県及び静岡県）の新規登録と、「志賀高原」（群馬県及び長野県）の拡張について、ユネスコに推薦することが決定されました。

今後、2014年（平成26年）6月にスウェーデンにて開催される第26回ユネスコ人間と生物圏（MAB）計画国際調整理事会において、登録・拡張の可否が決定される予定です。

今回、推薦が決定したそれぞれの地域においても、豊かな自然を保全するとともに、自然や文化の特徴を活かした地域づくりが積極的に進められているところです。

※1 日本ユネスコ国内委員会第22回MAB計画分科会にて、生物圏保存地域の国内呼称を「ユネスコエコパーク」とするとともに、国内での普及を図ることを決定（平成22年1月25日）。

※2 従来使用されていた「大台ヶ原・大峰山」の表記については、関係自治体（協議会）からの名称変更の申請を受けて、日本ユネスコ国内委員会第28回MAB計画分科会にて、「大台ヶ原・大峯山」に変更することが決定（平成26年3月25日）。

14 世界ジオパーク

2012年（平成24年）9月に「隠岐」が新たに世界ジオパークに認定され、洞爺湖有珠山、糸魚川、山陰海岸、室戸、島原半島とともに、合計6地域となりました。「隠岐」の世界ジオパーク認定を機に、ジオパークと連携した国立公園の標識や園路等の整備、シンポジウムの開催、学習教材・プログラムづくり等を行いました。さらに、島原半島ジオパークや今後世界ジオパークを目指す地域においても、国立公園における地形・地質等の保全を推進するとともに、ジオサイトとなる地形・地質等の資源調査、ジオツアーのプログラムづくり、ガイドの育成等を支援しました。

第6節 科学的基盤を強化し、政策に結びつける取組

1 生物多様性の総合評価

平成22年5月に公表した生物多様性総合評価（JBO）に引き続き、平成24年度までに国土全体の生物多様性の状態や変化の状況を空間的に把握するため、生物多様性評価の地図化を行いました。作成した地図は、優先的に保全・再生を行うべき地域の抽出など国や地方公共団体の政策決定のための基礎資料や、生物多様性の現状を国民にわかりやすく伝えるためのツールとして活用していきます。このため、多様な主体が利用できるよう、平成25年6月からホームページで成果を公表するとともに、GISデータ等を提供しています（<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/map/>）。また、多様な主体がそれぞれの地域で生物多様性評価の地図化を行う際の技術的な参考資料となるよう、基礎的な知識、手法、自治体等における既存の活用事例等を整理しました。

2 自然環境調査

我が国では、全国的な観点から植生や野生動物の分布など自然環境の状況を面的に調査する自然環境保全基礎調査や、さまざまな生態系のタイプごとに自然環境の量的・質的な変化を定点で長期的に調査する「モニタリングサイト1000」等を通じて、全国の自然環境の現状及び変化状況を把握しています。

自然環境保全基礎調査における植生調査では、詳細な現地調査に基づく植生データを収集整理した縮尺2万5,000分の1植生図を作成しており、我が国の生物多様性の状況を示す重要な基礎情報となっています。平成25年度までに、全国の約68%に当たる地域の植生図の作成を完了しました。また、砂浜・泥浜の面積等の変化状況についても調査を実施しています。

「モニタリングサイト1000」では、高山帯、森林・草原、里地里山、陸水域（湖沼及び湿原）、沿岸域（砂浜、磯、干潟、アマモ場、藻場及びサンゴ礁）、小島しょの各生態系について、生態系タイプごとに定めた調査項目及び調査方法により、合計約1,000か所の調査サイトにおいて、モニタリング調査を実施しています。事業開始から10年が経過した平成25年度は、これまでの調査結果が愛知目標の進捗状況評価や各種保全施策に効果的に活用されることを目的として、生態系毎に5年に1度の取りまとめ作業を開始しました。

また、インターネットを使って、全国の生物多様性データを収集共有化し、提供するシステム「いきものログ」の運用を開始しました。「いきものログ」により、全国の質の高い多くの生物多様性データを収集、提供しました。

3 地球規模生物多様性モニタリングなど

2012年（平成24年）4月、生物多様性に関する科学及び政策の連携の強化を目的として設立された「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」について、2013年（平成25年）12月にトルコ・アンタルヤで開催された第2回総会において、2014年（平成26年）から5か年の作業計画並びに2014年（平成26年）及び2015年（平成27年）予算が承認されたほか、初代事務局長も発表されました。我が国はIPBESの本格稼働に向けた国際的な議論に積極的に参画するとともに、先住民及び地域住民の知識体系の貢献に関する専門家ワークショップを6月に東京で開催し、また8月に南アフリカ・ケープタウンで開催された概念的枠組みの専門家ワークショップなどに対して支援を行いました。

地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、アジア太平洋地域の生物多様性観測・モニタリングデータの収集・統合化などを推進する「アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（AP-BON）」のワークショップ（11月、フィリピン）を開催しました。また、東・東南アジア地域での生物多様性の保

全と持続可能な利用のための生物多様性情報整備と分類学能力の向上を目的とする「東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ (ESABII)」を推進するために分類学能力構築の研修 (2月、マレーシア、インドネシア) 等を実施しました。

4 研究・技術開発など

独立行政法人国立科学博物館において、「日本海周辺域の地球表層と生物相構造の解析」、「生物多様性ホットスポットの特定と形成に関する研究」などの調査研究を推進するとともに、約414万点の登録標本を保管し、これらの情報をインターネットで広く公開しました。また、地球規模生物多様性情報機構 (GBIF) の活動を支援するとともに、GBIF日本ノード (データ提供拠点) である国立科学博物館及び国立遺伝学研究所と連携しながら、生物多様性情報を同機構に提供しました。

第7節 東日本大震災からの復興・再生に向けた自然共生社会づくりの取組

1 三陸復興国立公園の創設

(1) 三陸復興国立公園に関する取組

「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」(平成24年5月7日、環境省)に基づき、平成25年5月に三陸復興国立公園を創設し、11月にみちのく潮風トレイルの一部区間 (八戸市蕪島から久慈市小袖の約100km) を開通したほか、岩手・宮城・福島県内の5つの地域を対象とした復興エコツーリズム推進モデル事業、地震・津波による自然環境への影響の把握と情報発信といったグリーン復興プロジェクトを推進しました。

(2) 公園施設の整備

三陸復興国立公園の主要な利用拠点において、防災機能を強化しつつ、被災した公園利用施設の再整備を推進しました。岩手県宮古市では、浄土ヶ浜の海岸遊歩道を復旧・再整備して平成25年7月に利用を再開し、宮城県気仙沼市では、気仙沼大島の海辺の利用拠点における高台避難路を整備しました。

2 東京電力福島第一原子力発電所の事故への対応

(1) 野生動植物への影響のモニタリング

東京電力福島第一原子力発電所の周辺地域での放射性物質による野生動植物への影響や、人間活動の減少による二次的な影響を把握するため、関係する研究機関とも協力しながら、植物の種子やネズミ等の試料の採取及び分析、定点カメラの設置等を進めました。また、関連した調査を行っている他の研究機関や学識経験者、海外の研究者とも意見交換を行いながら、今後のモニタリング方法の検討などを行いました。

(2) 東日本大震災にかかる被災ペット対応

震災発生以降、各自治体や緊急災害時動物救援本部（公益財団法人日本動物愛護協会、公益社団法人日本動物福祉協会、公益社団法人日本愛玩動物協会、公益社団法人日本獣医師会で構成）等と連携して被災ペットの救護を支援してきました。

特に、福島県においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、旧警戒区域内に多くのペットが取り残されたため、福島県等と協力し、被災ペットの保護活動等を実施しました。平成25年度は旧警戒区域内における被災ペットの生息状況調査等を行うとともに、保護したペットは福島県内の動物収容施設等で飼養管理を行いながら、元の飼い主への返還や新しい飼い主への譲渡を行っています。これまでの保護活動により、行政が旧警戒区域から保護した被災ペットは、犬458頭、猫544頭になり、このうち犬420頭、猫393頭が返還・譲渡されました（平成26年3月31日現在）。また、震災の教訓を踏まえて、災害時における被災動物の救護対策ガイドライン等を作成し、都道府県、政令市、中核市等に配布しました。